

監獄協會雜誌

第貳拾六卷
第九號

明治二十一年五月國刊書局一月二十日發行

九月二十日發行

監獄協會雜誌第二十六卷第九號目次

○論 說 (一頁)
○再ひ在監人の懲罰に就て	法學士 廣中佐兵衛
○結婚と犯罪 (一四頁)
○演 講	文學士 寺田 精一
○竊盜の累犯者に就て(承前) (三六頁)
○雜 纂	法學士 辻 敬助 譯
○酒精と犯罪(承前) (四四頁)
○修 養	個 離 見
○オ、ソツカ (五二頁)
○統 計 (五九頁)
○説 林	兒玉茂三郎
○最近の送養刑に就て	文學士 木村 久一
○男と女の根本的相違 (六一頁)
○寄 書	金澤 石崎 貧樂生
○監獄衛生叢談 (六九頁)
○獨 語	碌 堂
○功に誇らぬ人 (七三頁)
○保 護 (七三頁)
○基督教家の保護團體起る	高知通信
○在郷軍人保護の概況	熊本通信
○熊本縣下免因保護狀況	三重通信
○三重授業院近況
○彙 報	函館同仁會の狀況
○行進の列中を外れて逃走す
○外役先より逃走直に逮捕せらる
○屋外運動の混雜に紛れて逃走を企つ
○戒護者の後れたるを見て逃走を計る
○押送中壁道内にて逃走す
○幼年囚房扉を破壊して逃走す
○憤怒して同囚を斬る
○邪推を起して同囚二名を斬る
○小刀を以て監獄醫に抵抗す
○機率腰板を以て同囚を毆打す
○一時の憤怒より同囚を斬る
○是も同標の同囚斬
○赤痢疑似患者の入監
○煩悶の極遂に縊死す
○厭世して縊死す
○衝動的に發作して縊死す
○出獄入竊に物品を差入る
○司法省監獄公文
○叙 任 (八八頁)
○會 報 (八九頁)
○中央保護會の協議會
○本會の贈與
○新刊紹介

監獄協會雜誌第貳拾六卷第九號

論

論

説

再ひ在監人の懲罰に就て

吾人は前號の本誌に於て明治四十四年監獄統計に基き全國各監獄に於ける在監人徵罰件數の入監人員に比例して甚しき懸隔あるの事實を挙げ斯の如き懸隔を生ずる所以のものは犯則檢舉の寬嚴に因るものと斷じたりしが更に廣く觀察を下す時は檢舉寬嚴の外尙在監人遵守規程の備不備と鮮からざる關係を有し且犯則事實取調の精疎及裁決の當否等にも關係する所あるを看過す可らず因て茲に再び徵罰に就て説述する所あらんとす

在監人殊に受刑者は社會より隔離して森嚴なる監獄紀律の下に生活せしめ常住坐臥與に自由の行動あるを許されず若し一步紀律の圏外に脱逸せんか徵罰忽ち

(一)

説

其頭上に落下するを免れずされば彼等日常の行爲の準則となるべき事項は豫め之を明示し違犯者無からしむるを以て當然となすこと自明の理たり從來在監人の遵守事項なるもの之れ有れども唯是れ準則の主要を抽象的に定めたるに過ぎず故に其如何なる事項は命令せられあるか又禁止せられあるかは之を認識すること能はず若し其命令禁止の事項を問へば之を舊來の慣習に尋ぬるの外あらざるなり是れ現今多數監獄の實狀たり慣習も一の規程なりと雖ども多くの場合に於て慣習は不明瞭なるを免れず殊に在監人には一面に新入者あると與に他方に釋放者あり新陳代謝は常に其間に行はるゝあり之れが爲め時として教へずして罰するの非理あるか然らざれば違犯者ありて之を看過するの不檢束に流るゝことあるべし要するに明文を以て規定するの簡明直截なるに如かずとす歐米諸國に於ても遵守規程を設定するの可否に關し議論無きに非ざれども漸次具體的規定を設け豫め之を明示せんとするの趨勢にありと云ふにあすや吾人今斯等の事項に就き細論するの暇なしと雖ども我主務省當局の趣旨茲に存すると承知せるのみならず在監人をして遵守せしむるに容易なるの便あるを信ず加之遵守規程

の施行に關しては入監の際に於ける告知印刷物としての監房内の備付に止まらず教誨堂に於ける訓示の機會を利用して懇切に其事項に説明を與へ其他職員の努力に因り時々解釋を加へて之れが服膺を勸説するあれば其效果決して鮮少なからざるべし彼等受刑者なりとて全く其良心の泯滅せしものならんや苟も指導宜しきを得ば遂に自ら進んで紀律に服従するに努むるに至るならん而して其結果は紀律の勵行に容易なるものあるべく又懲罰件數に著しき減少を見るの日あるべしと信ず

以上に於て吾人は在監人の遵守規程を設定し豫め其遵守すべき事項を周知せしむるの必要な所以を概言したり因て更に一步を進めて微罰處分の手續に關し吾人の希望を披陳する所あらんとす

抑在監人の懲罰なるものは監獄紀律に違犯したる者に科する制裁なり即ち國家が在監人をして威嚇的に紀律的命令に服従せしむる所以の手段たりされば懲罰處分は之を實質よりすれば一種の裁判にして而も始審にして終審の裁判なり即ち其誤判あるを發見したる時と雖も之を救濟するの途なき裁判なりとす蓋し神

明に非ざれば其裁判に誤謬無きを保せずと雖も其爲すべきを爲し盡すべきを盡して後尙過誤を免れずとせば何をか咎めん苟も爲すべきを爲さず盡すべきを盡さずして處分の誤謬に陥りたるとせば被罰者の不幸は勿論行刑の威信を害すること幾何なるべきか監獄官たるもの決して其責を辭すること能はざる可し之れが爲め普國監獄に於ては在監人の懲罰に關しては其取調及處分の手續を始め執行の手續に至るまで相當の規定を設けある程なりと懲罰處分の重要にして其關係する所大なるものあること斯の如きに拘はらず從來我監獄實務家の間には動もすれば之を藐視し深く注意を拂はざるの傾向無しとせず人或は謂ふ下級戒護官吏の申告に杜撰なるものあるも看守長にして之れが取調を爲すに當り手数の煩多なるを厭ふて事實の審究を好まざるものあり或は申告官吏に係る精緻なる取調は往々部下の反感を買ふを慮りて之を避けんとするものあり又懲罰の判決は典獄自ら當るべき筈なるに殆んど常に代理者に於て管掌せらるゝものありと果して事實なりや否やを知らざれども吾人は其事實に非ざらんことを望む吾人又之を當局に聞く監獄法施行規則第四條の規定に依り在監人より主務大臣に提

出する情願書中懲罰處分に係るもの十の六七を占むと懲罰が如何に在監人の不平不満の焦點たるかを見るに足らん固より在監人に苦情の多きは其性格と境遇とに原因する所多くして敢て珍しからざる事實とす然れども苟も其取調詳悉にして遺漏あるなく又其處分公平にして權衡を誤らすとせば不平不満を容るゝの餘地あるべからず懲罰に關し情苦の聲を聴くこと多き所以豈に偶然の事實のみ謂ふを得んや吾人は今茲に取調の精疎裁決の當否に就き評論するを得ざれども此一事のみにも大に考慮すべき點ありと謂ふに憚らざるなり要するに懲罰處分に關し我監獄實務家が深甚の注意を拂ひ以て一は誤判なきを期すると與に他は懲罰をして充分の効果あらしむるの用意あらんことを切に希望して止まざるなり茲に再び懲罰を論じて我實務家の省察を請ふ

結婚と犯罪

法學士 廣中佐兵衛

男女の結合が兩性の犯罪に至大の影響を及ぼすものたるは夙に刑事統計の證明する所なり抑結婚は男子をして居を定め業を勵み茲に一家を經營せしむべき人生の一新紀元たると同時に又女子をして依て以て處世の艱苦を緩和することを得せしむべき弱者の一大福音とも謂ふべし然るに近時婦人の漸く獨立自營して男子の保護に依らざるもの益々多からんとするは偶々以て時代の變遷を見るべき社會的現象と謂はざるを得ず今人口統計の精確なる獨逸に就て之を見るに全國刑事責任有能夫婦女子約二千百萬人中結婚者は一千萬人を算し其他は獨身又は寡婦として自ら其の生業に従事せり如上獨立自營者は夙に千八百九十五年を以て既に六百五十萬人の大數を示し殘餘の結婚者も亦其夫の職業又は勞働を補助するを本務とせり而して結婚と犯罪との關係を支配すべき國民階級は寧ろ下流の庶民を主とし社會の上層は殆んど之と沒交渉の常態に在り

世の道德論者は結婚の多少増減を以て道德上一國の民度を測定すべき一大標準と爲しプリンチング、アシア、フェンブルグ等一派の學者は結婚を以て犯罪の増加を防遏すべき消極的原因と爲し又之を社會の現狀に見るに慣習的犯罪者飲酒者、浮浪者等の徒輩が結婚に依て其の性行を一新し又男子の犯罪が配偶者の失離に基因すること世間其例に乏しからざるは偶々以て結婚が人生の不幸を緩和すべき良劑たるを明にすべし然れども翻て結婚に隨伴すべき人生の慘狀に想到せば刑事上結婚の價値を疑ふべき弊害亦少からず彼の監獄當局者か毎に接觸する犯罪人の多くは人生の悲觀者にして夫側の意思に基く離婚妻側の意思に基く離婚夫の姦通、妻の姦通、夫の酒癖に基く家庭の風波、妻の醜業、妻の失踪等一として犯罪の原因たらざるはなく畢竟結婚が生存競争上婦女女子に有利なる條件たるを必せざると同時に男子の一大禍根たることあるべきや識者を待たずして明なり統計上の見地より結婚と犯罪との關係を説明せんと欲せば先づ結婚者、獨身者、寡及離婚者中の犯罪人數並に其年齢別を算出せざるべからずプリンチング氏は十八歳以上二十五歳以下の男女は志未だ定まらず從て其の結婚も往々青春期の

情交に成り到底久しきを期すべからざるものあるを以て全く之を計算の外に措き専ら二十五歳以上に就て其の統計を示し犯罪人數が結婚者に少くして年齢の進むに従て益々其の減少するを見又獨身者其他は結婚者に比して多くの犯罪者を出し就中鰥寡及離婚者の犯罪統計は結婚者中の犯罪數率に二倍するものあるを明にせり然れども専ら婦女子側に就て之を細別せば犯罪人數の最も少きは獨身女子にして有夫の婦は稍々多く寡婦は最も大なるを犯罪統計の常例とす

如上犯罪關係を説明すべき第二の統計は不犯罪者數竝に其年齢別を算出するを本旨とし如何に結婚が良心充分ならざる者をして罪惡を犯さしむる一大鐵壁たる乎を明にすべし茲に特に注意すべきは獨身者の多數は肉體上若くは精神上の疾病缺陷に因り到底娶婚の望なく又社會の班伍に入り難き者に非されば即ち犯罪少年として嘗て汚名を傳へたる前科者にして終生獨身を守るの已むなき者なるが故に犯罪的分子の此の部類に少からざるは自然の數にして刑事統計上結婚者に比して犯罪人の頗る多きは固より怪むに足らず

左表は男女兩性を年齢に従て類別し其間に存する獨身者と結婚者との比例を算

示し以て兩者の比例が人生の初期に於て相互に近接し而かも年齢の進むに従て結婚者の漸く増加する状態を明にせり

年 齡	男子 百分比		女子 百分比	
	獨身者	結婚者	獨身者	結婚者
二〇—三〇	七三・九	二六・一	五七・〇	四三・〇
三〇—四〇	一九・〇	八一・〇	一六・八	八三・二
四〇—五〇	九・九	九〇・一	一二・三	八七・七
五〇—六〇	九・六	九〇・四	一一・七	八八・三

就中三十歳乃至四十歳の男子に就て初犯者を算せば獨身者に在ては全犯罪者二萬三千八百七十九人内初犯者八千六十八人結婚者に在ては全犯罪者七萬二千二百九十三人内初犯者三萬二千九百二十五人にして初犯者は獨身者に在ては三三%を示し結婚者に在ては四四%を示し即ち累犯の獨身者に多くして結婚者に少く又初犯の結婚者に多くして獨身者に少きより之を見れば統計上結婚が犯罪を減滅すべき一消極的原因たるを知るべし

抑結婚は男女の大數をして志を立て家を起し又自他の關係上貞操の尊重すべき所以を知らしむるものたると同時に夫婦親子の共同生活は犯罪を誘發すべき邊角を多からしむべくして娶嫁の因縁配偶の選擇及住所の異同は一家の風紀と相待て犯罪の有無多少を決すべき個人的原因たらずんばあらず殊に放肆墮落を極める夫と同棲するは人生の行路を難からしむべき主婦の最大不幸にして家業の援護子女の養育等多大の勞苦と費用とは終に女性の犯罪を惹起すべき淵源たるに至るべし

結婚が果して男女兩性間の秩序と規律とを維持すべき效力を有するや否やは心理學上重大なる問題にして姦淫罪の多少増減は前顯男女類別統計と相待て大に吾人の注意を喚起すべし即ち獨逸最近の統計として姦淫罪受刑者は三十歳乃至四十歳の男子に於て獨身者四百九人結婚者六百二人四十歳乃至五十歳の男子に於て獨身者二百十六人結婚者四百二十四人を算し又姦淫罪に準すべき不自然的犯罪たる男性間の鶏姦及人畜間の獸姦は同じく男子の犯罪にして受刑者三十歳乃至四十歳に於て獨身者五十五人結婚者二十六人四十歳乃至五十歳に於て獨身

者三十四人結婚者二十八人を算せり

如上統計を比較せば一は以て結婚者か異性ととの間に維持すべき秩序の弛緩を指摘すべく一は以て獨身男子の獸行か既婚婦の教唆と後援に待つもの少からざるを究知すべし

鰥夫及寡婦の犯罪は好個の幅對として統計上の趣味を加ふべし蓋し鰥夫は一時其配偶者を失ふことあるも間もなく再婚して昔日の境遇に復歸すべく從て人口及犯罪統計に於て大數を占むること少きに反して寡婦は夫の死亡と共に扶養者を失ひ獨力を以て子女を養育するの難き遂に罪惡を敢てするの止むなきに至るべし今獨逸の現況を表示すれば左の如し

年 齡	寡 婦 及 離 婚 女		鰥 夫 及 離 婚 男	
	犯罪人數	就中初犯	犯罪人數	内 初 犯
二五—三〇	四二八	二四八	二五〇〇	七〇〇
三〇—四〇	一六五二	九四一	二八〇〇	八五〇
四〇—五〇	二四四八	一四三九		

寡婦の犯罪が年齢の進むと共に益々其の多きを加ふるは以て其の境遇の如何に悲惨を極むる乎を推斷すべし今全犯罪人中の初犯に就て之を見るに終始五〇%を降らすして獨身者及現婚者に比するも尙ほ幾多の高率を示せり然れども寡婦が最終の窮策として醜業に墮落するは嘗て斯途に實歴ある少數者に限り多くは難境に處して克く其の節操を守れり由來婦女子の配偶を失ふは多く四十歳以後に屬し賣笑の生業は到底彼等に適すべくもあらずして寧ろ之が媒合容止を企つるもの漸く其の多きを示すへし

寡婦の境遇は鰥夫に比して順逆相反すべく從て財産犯中竊盜は彼等が敢てすべき最初の罪惡たるべくして今四十歳乃至五十歳の婦女子に就て之を見るも獨身女子百七十三件に對する寡婦三百五十五件の懸隔を示せり之に反して幼兒殺害は寡婦の決意を促がすこと獨身者の私生兒に於けるが如く痛急なるものなきを以て犯罪統計の上に現はるゝもの極めて少きを見るべし而して茲に注意すべき

五〇一六〇	二二三〇	一四二六	二二〇〇	七〇〇
六〇一七〇	一一七一	八二四	一三〇〇	六〇〇

は寡婦の賣淫媒合及淫行勸誘罪にして此等の行爲は恰も贖物の收受寄藏故買牙保等か一種の財産犯たると同じく元と營利の目的に出でアシヤツフェンブルグ氏の説くが如く純然たる猥褻罪と同視すへからざるものあり獨逸の統計に就て斯種犯罪人數を表示すれば左の如し

年 齡	寡 婦	獨 身 女 子	男 子
三〇—四〇	一〇七	二二九	
四〇—五〇	一五七	八七	
五〇—六〇	一〇〇	二〇	八七

依是觀之寡婦は人生の最盛時期に際し諸種の罪惡を犯すの危険ありて財産犯及之が一種たる淫行媒合罪に於て殊に其の然るを見る

のであります、でありますから酒を飲ませると其人の本心を失ふ、コロ、ホルムを嗅がせると、言つては悪い事、内證の事を言つて仕舞う、禁止作用が取れて有體の人間が現はれてくる。そこで此の禁止作用といふものが一度取られると、生理學の方では道を開くと申しますが、今迄は道が開けてなかつたのが、自分が悪いと信ずること、或は社會の秩序に反するといふ様なことの禁止作用の取れる場合は、其道の開けるといふことが非常に影響するのであります。例へば女の人が操を破るといふ様なことは、大きな禁止作用が取られた場合であります、或は盗みをするといふ様な悪い事は、努めて我々が禁止して居ることでありませうけれども、一度さういふことをすると、悪い方の道に就くのであります。此悪い方の道に就くといふことは、人間としては非常なことでありますけれども、善い方の道に就くよりも、悪い方の道に就くことが非常に容易であります。これは何故であるかといふことは能く分らぬ、能く分らぬけれども、實は悪い方といふのは、多くは我々の本能の満足、達する場合があります、今の社會の生活では出して悪い様な本能が澤山あります。けれどもそれは生れて以來教育杯で段々と掩はれて抑へられて居る、けれどもいつか機會があれば現はれ様といふ傾向がある、それが今申します通り酒でも飲ませると分ります、押へて居ることが取れて、直ぐ其人の本心が現はれるのであります。禁止作用といふものは、大抵の場合は我々の本能的の慾求に對する場合で、本能の慾求

は我々の精神上及肉體上の働きでは、最も強烈であります、本能的活動といふものは、最も強烈であります、従てそれが活動する様な道を作ることは、最も危ないことであります、詰り本能の活動は、それに依て好機會を得て、働きをすることになります、悪い方の習慣の付き易いといふことは、大方さういふ點に基づくだらうと思ふのであります。それで斯ういふ様に、一方では社會の方は人がうまくやつて呉れぬ、自分では悪い方の慾を達したくなる、そこで自暴自棄になる。一方から言へば、外社會に對する反抗的態度になる、詰り人間といふ者が、社會を組織して生活するといふ者である以上は、どうしても孤立してやつて行くことは耐へられないことであります。けれども若しそれが出來ぬ場合には、吾人には妙な傾向があつてそれに反抗することがある、さういふことが、我々の經驗に澤山ある。例へば子供杯に其欲するものを與へぬ時には、それを奪つて叩き壊して仕舞うことがある、壞しても何にもならぬが、反抗して壞して仕舞う、さういふことが我々の精神的の經驗ではある、社會が容れぬ場合には、反抗的の方向に向ひ易いのであります、男女の關係杯には能くあります、自分が非常に愛する者でも、其望が得られぬ場合には之を殺して仕舞うといふことがあります。斯の如くにして段々と悪い方へ進んで行く、悪事をすると、悪事をすると、我々の本能の活動が出來たのでありますから、本能の活動が出來たといふ所に我々の満足が得られる、盗みをすれば金が得られる、喧嘩

表 五 第 (甲)

計	期							刑 期 犯 數	期 間	
	4	4	3	2	1年	6月	3月			
226	43		1	1	6	13	19	3	三ヶ月以内	
	42	1		1	20	12	8	三	三ヶ月以内	
	141	14	20	47	38	18	2	四以上	三ヶ月以内	
97	27	1		1	3	9	12	1	六ヶ月以内	
	18	1			9	7	1	三	六ヶ月以内	
	52	5	9	11	10	11	3	四以上	六ヶ月以内	
100	39			1	3	22	7	6	一ヶ年以内	
	20	1	1		5	9	4	三	一ヶ年以内	
	41	4	3	8	14	9	1	四以上	一ヶ年以内	
64	15				1	2	9	3	二ヶ年以内	
	17			1	3	8	4	1	三	二ヶ年以内
	32	1	4	6	10	10		1	四以上	二ヶ年以内
38	10		1				8	1	三ヶ年以内	
	5				1	2	2	三	三ヶ年以内	
	23	1		4	6	9	3	四以上	三ヶ年以内	
12	6						1	5	四ヶ年以内	
	1					1		三	四ヶ年以内	
	5			1	1	2	1	四以上	四ヶ年以内	
24	6		1				3	2	四ヶ年以上	
	4		1			2		1	三	四ヶ年以上
	14		1	5	1	2	3	2	四以上	四ヶ年以上
計	561	29	42	87	131	148	91	33	計	

して人を怪我させたら、ザマを見ろといふ、復讐的の満足を得る、本能の満足を得られるといふこと
 からして、其果敢なき満足ではあるが満足をする。淋しい時には、人間は詰らぬ所に満足を追ふて行
 くものであります、従て自分の立場がどうして宜いか分らぬ時は、果敢ない満足であります、其の
 果敢ない満足を追ふて、それで満足をして行かうとする者であります。彼等は、斯の如くにして社會
 に對する所の親密性といふものがない、缺けて居る、斯う言つても宜いのであります、此社會に對す
 る親密性といふものは、人間に對しては、最も注意しなければならぬことである。外社會は彼等に對
 しては愚弄する様な傾向があると共に、彼等も違つた眼鏡を以て見て居る、何とか自分を見はしない
 かと言つて僻んで居ります、これは社會に對する親密性といふものがないのであります、出獄人に
 はこれが最も缺けて居るのであります。其親密性が出来る様になれば、社會的の生活も割合に容易に
 出来るのでありますから、其親密性の得られるといふことが最も大事である。然るに彼等の累犯者は、
 其親密性の楽しいものである、愉快なものであるといふことを知らぬ内に悪い方に入るといふ境遇の
 ものであります。
 それから刑期の長短と出獄後に於ける彼等の不法行爲とは、大に關係するが、之に就て少しくお話を
 して見たいのであります。

表 五 第 (丙)

計	四年以上	四ヶ年内	三ヶ年内	二ヶ年内	一ヶ年内	六ヶ月内	三ヶ月内	刑 期	
								再 犯 數	期 間
99.8		2.3	2.3	13.9	30.2	44.2	6.9	再	三ヶ月以内
99.7	2.3		2.3	47.6	28.5	19.0		三	三ヶ月以内
99.8	9.9	14.1	33.3	27.0	12.7	1.4	1.4	以上四	三ヶ月以内
99.9	3.7		3.7	11.1	33.3	44.4	3.7	再	六ヶ月以内
99.9	5.5			50.0	38.9	5.5		三	六ヶ月以内
99.7	9.6	17.3	21.1	19.2	21.1	5.7	5.7	以上四	六ヶ月以内
99.5			2.5	7.6	56.4	17.9	15.1	再	一ヶ年内
100.0	5.0	5.0		25.0	45.0	20.0		三	一ヶ年内
99.7	9.7	7.3	19.5	34.1	21.9	2.4	4.8	以上四	一ヶ年内
99.9				6.6	13.3	60.0	20.0	再	二ヶ年内
99.9	3.1		15.9	17.6	47.0	23.5	5.9	三	二ヶ年内
99.8		12.5	18.7	31.2	31.2		3.1	以上四	二ヶ年内
								再	三ヶ年内
								三	三ヶ年内
97.3	4.3		17.3	26.0	39.1	13.0		以上四	三ヶ年内
								再	四ヶ年内
								三	四ヶ年内
100.0			20.0	20.0	40.0	20.0		以上四	四ヶ年内
								再	四ヶ年以上
								三	四ヶ年以上
99.7		7.1	35.7	7.1	14.2	21.4	14.2	以上四	四ヶ年以上

表 五 第 (乙)

計	四ヶ年以上	四ヶ年内	三ヶ年内	二ヶ年内	一ヶ年内	六ヶ月内	三ヶ月内	期 間	
								再 犯 數	刑 期
99.5	9.5	23.8	4.5	14.3	28.6	4.5	14.3	再	三ヶ月以内
								三	三ヶ月以内
100.0	20.0			10.2	20.0	30.0	20.0	以上四	三ヶ月以内
99.7	5.0	1.7	13.5	15.0	11.8	20.3	32.2	再	六ヶ月以内
99.8			10.5	21.0	21.0	5.2	42.1	三	六ヶ月以内
99.7	23.0	7.7	23.0		7.7	23.0	15.3	以上四	六ヶ月以内
99.7				4.3	47.7	19.5	28.2	再	一ヶ年内
99.6	4.8	2.4	4.8	19.5	21.9	17.0	29.2	三	一ヶ年内
99.7	3.2	3.2	14.7	16.4	14.7	18.0	29.5	以上四	一ヶ年内
99.7				7.6	23.0	23.0	46.1	再	二ヶ年内
99.7			2.6	7.8	13.1	23.6	52.6	三	二ヶ年内
99.9	1.2	1.2	7.5	12.5	17.5	12.5	47.5	以上四	二ヶ年内
99.9					33.3	33.3	33.3	再	三ヶ年内
								三	三ヶ年内
99.7	6.0	1.2	4.8	7.3	9.7	13.4	57.3	以上四	三ヶ年内
99.9	33.3		33.3				33.3	再	四ヶ年内
								三	四ヶ年内
99.9	2.7			10.3	8.1	24.3	54.0	以上四	四ヶ年内
								再	四ヶ年以上
								三	四ヶ年以上
100.0			4.0	4.0	16.0	20.0	56.0	以上四	四ヶ年以上

此表に就て見ますと、刑期三箇月以内の者では、再犯に於ては、二八・六%といふものが一年以内に悪い事をして居ります。刑期六箇月以内の者では、再犯に於ては、三三・二%といふものが三箇月以内に悪い事をして居る、三犯に於ては、三箇月内に四二・%悪い事をして居る。更に今度は刑期一箇年以内のものになると、再犯に於ては一箇年内に約半數位悪い事をして居ります、二年以内、三年以内の者は、三箇月内に悪い事をして居るものが多い、詰り此表は、刑期の長短と出獄後悪い事をするまでの割合を見たのであります。

刑期の長い者が、早く悪い事をして、刑期の短い者は割合に悪い事をするのが遅い、これは色々の方面から見られます、一つは刑期の長い者には累犯者が多い、従て犯罪を仕易いのでありますが、又一方から観て今日私がお話をしたと思ふのは、監獄の生活が、詰り彼等の精神上に悪い習慣を與へる、其爲に早く悪い事をする助けになりはせぬかといふことであります。それは今申します通り累犯に導くには色々な關係がありますから、監獄の生活が唯一の夫が原因ではありませぬが、一つの條件であることは争はれないことであります。兎に角長く監獄に入れて置くといふことは、彼等の精神上に、少くともよい影響は與へない、而して其よくない影響には色々ありませうけれども、今私の考へとして申しますと。一つは、今は自由刑でありまして、人間を拘禁して自由を束縛するのであつて

これを換言すれば、人としての本能を束縛することになるのであります。例へば食物に對する慾望とか、或は異性に對する慾望とか、或は其他の我々が生れ乍らに持て居る色々な本能的慾望に制限を與へるといふことであります。尤も我々の自由といふものは、これは定め方で色々ありますけれども、我々の生活に於ける自由といふことは、二つの意味がありまして、一には絶対的自由、今一には相對の自由でありまして、絶対の自由といふのは、我々の意の動く所は何事でも其通りに出来るといふのであります、これに反して我は常に或る程度迄は制限を受けて居る、併し乍ら其範圍内に於ては、自由の行動が出来るといふのは、相對の自由であります、現今普通用ひられて居るのは此相對の自由であります。我々が自然界に斯うやつて生活をして居りますと、先づ晝夜といふことに制限されなければならぬ、暑さ寒さといふことに制限されなければならぬ、食物といふことに制限されなければならぬ、其他社會上の規定、道德上の規定といふものに依て、我々は制限を與へられて居ります。我々の意思といふものはさう勝手に動くものでない、只或る範圍迄自由の行動が取れるのであります。所が今自由刑に處せられた者に於ては其の我々の持て居る自由より、もつと狭められて居るのであります、而して其自由を奪はれて居るのは、要するに本能の満足制限されて居ると言つて宜いのであります。かくの如くに吾々が制限を受けて居るといふことは、我々の甚だしき苦痛であります。けれども、我

々の本能は機會があれば、何處かへ抜け出して動き出さうとして居る、丁度或る器物に水を入れると浸出せんとする傾向がある様に、我々の本能も普通よりも狭い範圍内に制限されて居ると、何處か良い抜け口があると、其處から活動し出さうとする。元來が自然に活動せんとする傾向のある本能であるから、それを活動せぬやうに制限をすればする程、現はれ出やうとする努力は益々強くなるのであります、それが爲に束縛されて居ります彼等囚人の生活に於ては、常に本能を満足させやうといふ慾求が出やうとして居るのであります。此本能が活動に表はれ出やうとする努力は、彼等には自覺的に若くは非自覺的に、支配されて居るのであります。そこで此一種の努力が、出獄といふ一つの條件が加はつて、取除かれる譯であります、而して今水を圍んで居つた堤を取れば水が四方に走り出るのであるが、その堤を取るのにソロ／＼取れば、餘り遠く迄水は走らない、けれども急に取れば水の流れ出る勢が強烈であると同じく、今迄自由のきかなかつたものが、サア今急に出獄になつたといふので、今迄制限されて居つた我々の本能的慾求が急に四方へ向つて突進しやうといふのであります。其爲に出獄者に最も危険な時といふのは出獄後程なくの間である、即ち色々な慾求に目がくれ易いのであります、且つ加へられて居つた期限が長ければ長い程、其關係が際立って見えると言はなければならぬ、詰り長期刑の者が社會に出ると、殆んど全く違つた社會に出た様な感じがするので思ひも寄らぬ所迄

本能的の慾求を遂げんと努めるのであります。斯ういふことが一方にあると共に更に他方には、監獄に於ける拘禁生活が、我々の人としての性質に、色々な悪い影響を與へる、これは注意して見なければならぬことであります。

先づ第一は、社會的經驗の缺乏といふことであります。普通の社會に置いたならば、我々は自由であるから、何處へ行てごういふ物を見やうが、何處でごういふ話を聞かうが、何處で何をしやうが、全く自分の勝手であつて、社會に於て新經驗をすることが澤山出來ます。併し乍ら監獄の生活に於ては、逆もさういふことは出來ない、従て社會的經驗といふものが十分に得られぬのであります、これも社會状態が餘り進まぬ變化のない時であつたならば、社會的の經驗といふ様なことも左程價值がないのでありませう。併し乍ら現今の様に、物價も非常に變りますし、又労働者杯の仕事の有様も月々變つてくるといふ時であります、社會的經驗の缺乏といふことは、彼等に取つては容易ならぬことであります。詰り我々學問をする者であれば、其書物を取上げられたと同じ譯であつて、これは餘程困ることであらうと思ひます、社會的經驗の缺乏といふことは、世間では知りますまいけれども、餘程の苦痛であると言はなければならぬ、又注意しなければならぬことであらうと思ひます。

第二には、感動性、刺戟性が昂進して來ます。人間といふ者は、其境遇に依て、精神状態が常に變つ

て來ます、かの四人の生活のやうに、常に見張りをされて居るといふ場合には、我々は非常に落附きかなくて、物に感じ易く、感動性が強く、刺戟性が強くなつて、何か事があると、先づ自分の身に關係はないかといふことを考へる、詰り我々にあつては、更に刺戟を感じない様な平氣である様なことでも、刺戟を感じる様になつて參ります。それから又監獄の生活といふものは、毎日同じ様な生活を繰返すに過ぎませぬ、さういふ様な同じ生活を繰返しますと、我々は新しいものを慾求します、何か斬新なことがないと、我々の精神は満足しませぬ。かくの如きことの爲に、彼等の日常生活に於ては何等特別な目的がなくて、然も犯則をしたり不謹慎なことをするのは、此新しい經驗を得たい、新しい、刺戟に接したいといふことが、少くも其主なる一つの原因になつて居るのであります。

第三には、非常に淋しいのであります。之は言ふ迄もなく、殆んど他の人々との自由な交通が出来ないところから起るのであるが、其淋しいといふとに對しては、一方には慰安の慾求といふ者があります、尤も彼等自らは慰めが欲しいといふとを、自覺して居ないかも知れませぬが、其精神内部には勿論あるのであります。それには廣い意味の宗教的の信仰に依り安心を得るが、又其處迄行けない時には煩悶があるのであつて、自分丈けでは落附きが得られないので畢竟慰安の慾求があるのであります。

第四は無聊であります、無聊に苦しむ、無聊といふことは色々の意味がありませうが、活動すべき所の精力があるのに活動の道が見出されないのをいふ様に私は考へます。今迄やつたことが嫌やになつたといふのではない、活動すべき力があるが、それがごつちに活動して宜いか分らぬ場合に、我々は多く無聊に苦しむのであります。内部には何かしたい、何か仕事を得たいと思ふけれども、何も今見附からぬといふ所で無聊に苦しむので、其無聊に苦しむといふ半面には、精力を何處かへ投じたいといふことがあるのであります。

第五に彼等四人は常に不安の状態に生活して居るのであります、人間が仕事をするのに、不安の状態にある程好ましくないことはいふまでもない。我々はお互ひに安心をして、そこで満足な仕事も出来満足な生活を送られる、然るに精神上に不安があつた場合には決して満足な仕事の出来る譯はないのであります、落附きがないといふ様な場合には仕事が出来るものでない。我々の精神活動は經濟的に出来て居つて、多方面に同時に働くことが出来ぬ様に出来て居る、或る一つの事に注意して居ると他の必要でない方面の事には注意が出来ぬといふ様に、精神が經濟的に出来て居るのであります、若し本を読む時に、話を聞いたり、時計の音を聞いたなら、それだけ精神が落附ぬ様になつて實際損になりますから、其精神をうまく使はないのは仕事の損と言はれるのであります。所が人の精神が不安状態にあると、一方の仕事にのみ精神を向けて行くことが出来ぬ、ドツチへもグラ／＼して居るといふのであつて、

詰り精力を經濟的に使うことが出来ない様な状態であり、さういふ状態に長く居るといふことは、我々の精神上に悪い結果を生ずるといふことは今更言ふ迄もありません。それから出獄後に對する色々な心配といふものが色々彼等の精神を刺戟して居るのは、これは申す迄もないことであります。

更に附加へまして、彼等の日常生活は、多く陰鬱なる所の着色を帯びて居るといふことは、これは一つ注意しなければならぬ。我々の精神が快活に活動するといふ場合には、決して陰鬱なる状態ではありませぬ、太陽の光の明かな所に居ると、我々の精神も明快であるが、之に反して陰鬱な所に居ると、好ましからぬ結果を來たすのであります。誰が見ても監獄の生活といふものが快活な明き所とは見られませぬ、誰が見ても囚人の生活は、陰鬱なる經驗をして居るのであります。少くも彼等が外異から得て居る事實は、陰鬱のものであります、さういふ經驗事實が、彼等の四圍を取圍んで居るのであつて、これが爲に彼等の精神を大に好ましからざる様に刺戟するといふことは、これは確かなことであります。斯ういふ風の生活状態であり、彼等は刺戟性のものを要求してくる、何でも宜いから精神を刺戟するものが欲しい、事新しいものが欲しい、と同時に僅かの事に心を動かして、動搖するといふ様になつてくる。

今申しました所は、多く自分の内心に於て受くる經驗事實であります、更に戒護者に付て起つてくる經驗事實がなければなりません、詰り監獄生活は、戒護者に對する經驗といふことがありますから、戒護者といふものは、彼等の日常生活の上に大事な要素になつて居ります、先づ戒護者に對して起つてくる一番好ましくないことは、

第一猜疑心の發生であります。猜疑心といふものは、同情に對する裏面であります、お互ひ多くの人があつて居る時は、助けてやりたいといふのが同情であります、猜疑心といふのは、自分と同じやうな境遇にあるべき人の、幸福なる状態を喜ばぬものであつて、戒護者が自分よりも人を可愛がり過ぎばせぬか、人を優待して自分を虐待しはしないかといふやうな心の發生が、彼等には盛んであります。殊に猜疑心の發生といふことは、自分の一身に不利なることに關係する場合に最も猛烈に起つてくるので、自分の利害關係に餘り觸れぬ様なことであれば、相手の人がどうしやうが構はぬから、猜疑心の起る筈がないのであります。然るに彼等の様に人生最も大切な自由を取られて居るといふ場合には、利害關係が戒護者に依つて、大に相違を生じて來るのは當然でありますから、猜疑心の發生といふことは、非常に注意を要するのであります。

第二には、反抗心を起し易い。これは前にも言ひました如く、外部から力が與へられると、之に對して反抗的の力があるといふのは、これは廣く力に關する一般の法則であります。即ち一方から力が與

へられると、それに對して反撥的の力が興へられるといふことは、只に物理學上の法則のみならず、我々の精神上に於ても、これは甚だ偉大なる力を持って居ります。例へて言ふと、見てはならないと止める、見たくて仕方がない、これは好奇心とも言はれるが、此種の好奇心の根本は、明かに反抗的精神から起つて居る。又此事は人に話してはいけないと止めると、話さんでは居られぬ、これは君丈に話す、實は人に話してはいかぬのだが、斯ういふ話すを、其話を聞いた人が、又誰某から僕丈に話したのだから人に話してはいかぬといつて他に傳へる、かくて此現象は單純な好奇心でなく、止められると、それに反抗する力が生ずるのである。かくの如くに或る力が加へられると、それに反抗する様な他の力が出来るので我々の精神作用の上に於て、外界から壓迫される力があると、之に對して反抗心が起つてくる。例へば今夜能く眠むらなければ、明日仕事が出来ないからと思ふて床に就くと、兎角目が冴えて寢られぬ、一生懸命に眠りたいと思ふも却つて益々眠れぬ。斯ういふことは嫌なことだ、苦しい經驗だから忘れて仕舞ひたいと思つても、そういふ經驗に限つて却つて能く覺えて居る。彼等の身に取ては、自由を取られるといふことに對して、自分は反抗的と思はなくても、行爲に現はれた上で見ると、どうも反抗する様な態度が多いので、それは當然の事でありませう。即ち今言ひました様に、反抗的の態度が自覺的に現はれてくる、或は自覺しなくても、戒護者の態度に大に反抗

して居ることがあります。皆さんが注意して御覽になると、本人は、反抗して居るといふ自覺はない、併し乍ら現はれて居る上では、反抗的の態度と言はなければならぬ場合がある、それは我々の行爲は自分で知つて居る斗りでない、自分の知らぬ原因から起つて居る行爲が澤山あるからであります。而して彼等の性質に於て、斯ういふ反抗的の傾向が監獄で養はれて、社會に出て好ましくない結果を來たすのは當然のことであります。

第三には、物を隠蔽することでありませう。これも今の反抗的の態度から化成して出て來たものとも觀られます。何か悪い事をしなければよいがと、思つて、一生懸命に見て居るのが戒護者の態度であつて、さういふことを知つて居る囚人は、隠さぬでも宜いことを隠すといふことになる、詰らぬ物を包藏するといふことになる。例へば現在腹一杯食つた、此上更に食べたくはないけれども尙隠して持つて居ることがある、これは後になつてから食べやうといふ考ですることもあるが、それでなくて制限されて居るから、少しでも餘分に取つてそれを隠すといふことに、一種の快感があつて行ふことが稀ではない詰り人間といふ者は妙なもので、別に目的もないことを能くやることあります、何の爲にやるか自分でも分らぬが、只そつたいからするといふやうなことがある。それが大に利益を得るといふことではない、さういふことも勿論あるけれども、それ以外にモツと廣く、看視されて居るのに

對して、一般に隠してやりたい、隠すといふことに非常な快感があります。元來人は假令其行が悪い事でも、それが成功した上では一時快なりといふ感がある、即ち成功の快感である、この感を味はんが爲めに事物を隠蔽せんと試むる傾向が、確に彼等の間には存在して居る彼等の如き單純な經驗事實のみに觸れて居る者には、かゝる事實が面白いのであります。此の隠すといふことは、一方の言語に現はれた上から言へば虚言であります、虚言といふものは、昔から言ふ通り泥棒の初めであります詰り犯罪をする源になるのであります、斯ういふことは、要するに、戒護されて居るといふことに依つて起つてくる、不健全なる性癖であります。

次には同囚といふものがある、監獄の生活で囚人に關して當然我々が注意しなければならぬのは、戒護者と同囚といふ者があることである。尤も嚴密なる獨居房が出来れば同囚に關する經驗事實を考へる必要はないが、さういふことは今のところ出来ぬから、從て同囚といふことを考へなければならぬ、彼等が同じく囚人となつて同じ境遇に居れば同病相憫むで、同情が起るのは、これは自然のことである。それから次に、同囚者間に於ける虚榮心、虚榮心といふものは、或る團體の間に於ては、時々妙な虚榮心が起ることがある、詰り悪い事をする者の間に於ては、悪いことに對する虚榮心といふものが起つてくる、悪い者を寄せて置けば、悪い者の中で特別な虚榮心が起るのは當然であります。例

へば監獄に這入つた度数に付て得意になり、或は悪い事をする仕方につて得意になるといふやうに、彼等に特殊な虚榮心が起るのは、不思議なことでありませぬ。其虚榮心の結果、其不良行爲に對する責任の感も割合に軽く觀る様な傾向になるのも自然であります。次に悪いことをする者は、自分斗りでないといふ感じであります、同じ様な境遇にある者が澤山居ると却つて得意になる。例へば集會所へ行く場合に、和服を着て出掛けてから、若し自分のみが和服であつたらば心苦しいと思ひつゝ行つて見ると、豈圖らんや半数以上和服を着た人がある、我れ一人でなかつたといふので安心するのみならず、今迄心配して居つて和服を着たといふことが却つてよかつたといふことになるのである。それで犯罪人は、決して自分の行爲を良いとは思はぬのであります、けれども監獄に來て何百人と隊を組んで居るのを見ると、ハア我れと同じ様な者が斯くの如く居るかど、竊に心を安ずるといふ様なことが、確にあるに違ひないのであります。斯ういふ感じは、我々が善いことに拘らず、悪いことに拘らず、同類を得たといふことから、非常に満足をし安心するといふことになるのでありますから、殊に歳の若い者に、何百人と云ふ囚人を目撃させることは宜しくないことと思ひます。自分のやうなものには村で自分一人だと思ふと、肩身が甚だ狭いけれども、何百人も居る囚人の中へ這入つて見ると、自分は何百人の中の一人だといふので、悪い事をするのに力を得て大膽になるので、良心の呵責が餘程薄ら

いであるといふてよいのであります。其他惡友を得るといふこと、又悪い事の仕方を覺えるといふ様なことも、今更言ふ迄もありません。

さういふ様に拘禁生活といふものは色々好ましくないことが附加はりてくるのであります。而してこれを國家は決して期待して居ることではないのであります。即ち國家が刑罰に對してさういふことが附加はりてくるといふことを當然期待して居るのではないのであります、詰り刑罰に對して附加的に起つてくるものであります。而も其附加的に起つてくるものが厄介なことであります、でありますから刑罰を能く効果あらしむるといふには、それ等の附加的の事實を除くやうにするといふことが、國家が刑罰を行ふの本旨に適ふのであります。斯の如く色々好ましくない精神的經驗がある、さういふ經驗を長く抛つて置けば、從てそれに適する様な精神状態になるといふのは、これは當然のことであります。麻の中に生えて居る蓬が眞直になるといふのは、其四圍の眞直な麻の影響を受けたので、これは植物斗りでなく人間でも同様で、或る經驗事實を得る様な境遇になると、自然それに適應する様な性格になつてくる。監獄に於て此特別な不良な性癖を得るのであるが、それが長期の者程自然其性癖が著しいのであります。即ち長期刑の者は、最も注意を要する譯でありまして、長期刑の者の方が割合に出獄後悪い事を早くするのも、此所謂監獄的性癖の關係することが少なくないのであります。

これは先程申しました通り、其者本來の性質が悪いといふこともありませうが、今申しました様に、監獄の生活に於て好ましくない生活をして其影響を受けて來たといふことは、これは誰が見ても争はれぬであらうと思ひます。

そこで先づ大體私のお話したいと思ふことはこんなことであります。先づ國家は、不法行爲をした者に刑罰を課して、之を監獄に入れて置くといふことは、宜しいにしましても、一面に於て、彼等を保護監督して居るといふ責任があるのでありますから、其保護監督して居る中から、社會に出て社會生活に適應しない様な生活を與へるものを出すといふことは、刑罰の本來の目的にも反しませうし、國家が彼等を監督保護して居るといふ責任上からも、其個人に對して國家が申譯がない譯であります。悪い事をする者が悪いと言つても、決して彼等を不良化して構はぬといふことは言へないのであります、でありますから若し監獄生活をして監獄に這入らなかつたよりも悪い性質を得たとすれば、國家は其人に對しては、申譯がないのであります、此點に付て監獄に従事して居らるる方々は、國家が彼等に對する責任をうまく成し遂げるといふこと、一面には刑罰の効果を全からしむるといふ點から、餘程重大なる任務のある職責と言はなければならぬと思ひます、甚だ色々なことを申して、纏まりの悪いお話でありましたが、今日はこれで御免を蒙ります。(終)

酒精と犯罪 (承前)

アシャフエンブルヒ博士述
法學士 辻 敬 助 譯

同様の差異はバアデン公國に於ける乃一八九五年十月一日至同年十二月三十一日小統計に於ても之を見る事を得べし即百四十八の國權に對する輕罪の^{0.4%} 傷害罪の^{0.3%}は酩酊狀態に於て之を行ひたるに拘らず六百十三の竊盜罪中^{7%}の酩酊狀態を見出せるに過ぎざりし也酩酊と犯罪との關係は斯の如く明白なりと雖も是等統計の内容をなす犯罪者の報告自身が果して信用するに足るべきや否や聊か疑問なき能はず蓋し彼等は往々にして酩酊を誇説し或は隱蔽し證人の證言裁判官の主視的觀察のよく之が眞否を闡明するを得ざれば也

次にツユリヒの豫審判事オットラング氏は如何に週日が犯罪と關係するやを調査し日曜日の前後は豫想外の傷害に關する事件を増加すとの論結をなし以て飲酒と犯罪との關係に關する研究に一の興味ある材料を供給せり即氏は千八百九十一年に於けるツウリヒ區裁判所の取扱たる百四十一件の傷害罪に付て其が犯罪行爲發生の日を分類して左の數を得たり

週		日		受刑者	
土	曜	日	一	八
日	曜	日	六	〇
月	曜	日	二	二
他の週日但し夜間及飲食店に於て		二	五
他の週日但し晝間		一	六
總計		一	四

斯の如く百四十一人の受刑者中最も飲酒の習慣少なき二百〇八日間には於ては僅に四十一人を算しアルコール消費額の大なる残りの百五十七日間には於ては酩酊及宿醉によりて罪を犯すに至れるもの壹百人を示せり此の現象の説明は甚容易なりと云ふべからず貸銀支拂日の土曜日には常に汗を以て働き得たる貨銀の一部は飲酒の爲に消費せらる安息日の日曜日には家庭は充分なる引力を有せず殊に惡天候及

寒さに際しては飲食店の外に彼等は其隠れ家を見出し得ざる也而して月曜日においては日曜日の宿醉未だ醒めず過飲の悪影響は唯に肉體に止まらず精神上にも及び再び飲樂に走るに至る是に依て之を觀るに傷害罪と貸銀支拂日、祝祭日との時間的關係に關する此結論の唯一の論據としてアルコールの飲用を擧ぐる事を得べし而して衝突爭論等の危険は日曜日に著く増加するは固より其所とす即日曜日は他の週日に於けるが如く労働者を彼等の工場に拘束するを得ず音樂舞蹈其他の歡樂は彼等を驅りて一定の場所に趣かしむれば也酒舖は其後室に或は音樂堂を設け或は舞踏場を備へ其安息日なるにも拘らず公衆の爲に門戸を開きて深夜に至るも歡迎の勞を辭せざる也

ラング氏の結論は次表の示すが如く他の數個の統計によりて裏書せられたり即是等の統計は多少の異同あるにも拘らず大體に於て類似近接せる數字を示すもの也予自身の材料はウォルムスの衛生局技師フエルテヒ氏に負ふ所多し氏は予が、希望に應し一八九六年十一月八日乃至一九〇〇年十一月七日四箇年間に於ける統計を試みたり

週日別	全犯罪							傷害罪							傷害罪							傷害罪																				
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土														
祝祭日	一六五	六八	二八	二〇	二〇	一七	六二	一一一	三二	九	九	五	四	二五	二五四	一二五	六九	六二	六二	四八	一〇三	五〇二	一八二	九五	六七	六二	八二	九四	二八九	一九〇	二二八	一〇〇	八六	一一〇	二二八	一一〇	三二	三〇	二六	三〇	二四	五〇
總計	三八〇	二〇五	七二三	一、一七五	一、〇九四	三二七																																				

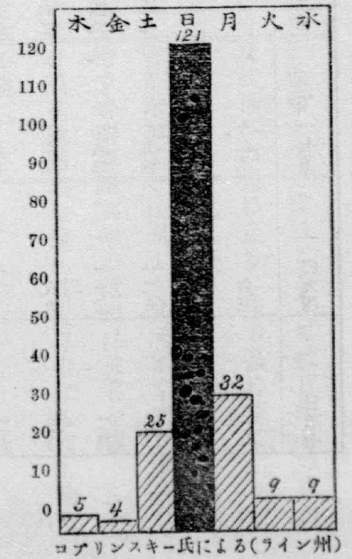
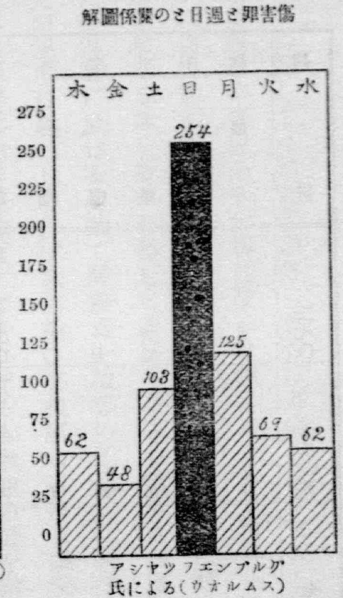
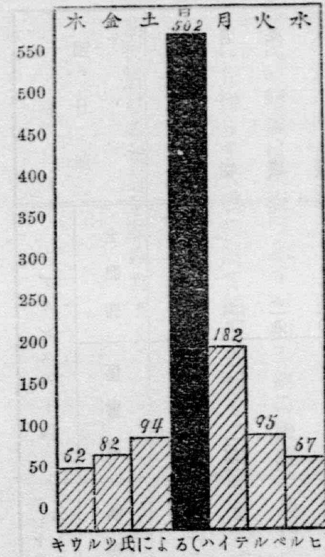
暴行的犯罪に公序良俗に關する罪
#ンコルネンブルヒ

酌酩者の三分の二は飲食店に於て若くは其附近に於て行ひたるものなりこの事實はよく何物が傷害罪遂行の直接刺激たりしかを證明して餘りあるものなり労働者若き商人日雇人にどりて日曜日が有効に生活せらるゝに至らざる限り又酒舖アルコール店等が彼等の唯一の愉しき隠れ家として彼等を塵く間は依然として日曜日の上に悲しむべき異影を残すべし

労働者のみが飲酒によりて害毒を受くるものにあらず學生の犯罪率も亦飲酒の害毒を證明して餘りあ

場 所	一九〇〇年	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	總 計	%
飲 食 店	一九五	二一〇	一七四	一六三	七四二	六六、五
居 宅	九	二二	三六	一八	八六	七、七
道 路	九	二五	三五	二九	八八	八、八
勞 働 場	三三	二二	二〇	八七	八七	七、八
不 明	一四	一〇	二一	一〇二	一〇二	九、二
總 計	二六〇	二九〇	二八六	二七九	一、一五	一〇〇

キヨルツ氏はウォルムスに於ける研究と同様の結果をラインランド、ハイデルベルヒキアンに於て發見せり而かも氏は犯罪の場所の研究をも併せ試みたり



るもの也即一八九三年並に一八九九年の帝國刑事統計によれば次表に示すが如し

重罪 輕罪 全部	學生一萬人中		犯罪能力者一萬人中	
	一八九三年	一八九九年	一八九九年	至一八八六年 至一八八六年
侮辱罪	二二、二	一七、九	一四、三	一九、八
重傷罪	一五、〇	九、四	二四、五	九五、八
官吏に對する暴行及恐喝罪	一四、五	一三、九	四、四	一七、四
物件毀損罪	九、三	一〇、五	四、九	一七、〇
輕傷罪	五、五	四、六	六、九	二四、四
姦通罪	四、一	五、六	五、八	一九、一
竊盜罪	〇、七	一、五	二一、〇	五一、五
詐欺罪	〇、五	三、〇	六、三	一六、四
全部	八三、三	八〇、六	一二三、六	三三二、七

現今各種の階級を通じて勉學期間中の學生の如く便宜且つ幸福なる状態に生活する者なし彼等の多くは教育有る家庭に生れ道徳的教養を受けつゝ生育し而かも生存の爲の物質上の顧慮を要せざる也斯の

如きは實に犯罪豫防上最も有效なる條件也と云はざるべからず而かも尙上掲の犯罪數を示す彼等も亦酒魔軍の爲に蹂躪せられつゝあるにあらざるなきか今之を通常の犯罪率に比較對照するに竊盜詐欺等財物に對する犯罪率の甚だ相違あるを見るべし即ち財物に對する通常の犯罪率は全犯罪中^{60%}を占むるにも拘らず學生の犯罪率にありては屢に^{2%}を算ふるに過ぎず侮辱罪傷害罪官吏に對する罪物件毀損罪等の暴行的犯罪其過半を占む而かも是等の犯罪は總て同様の性質を有するものにして皆不從順強暴粗暴等の產物ならざるはなし而して是等の不從順強暴は決して不充分なる教育若は放恣なる生育の結果にあらざるは既に前述せる所の如し果して然らば吾人は只慢性的なる飲酒の惡癖と一時的なる酩酊とに於てのみ其基因を求むるを得べき也(未完)

修 養

オ、ソウカ

佃 離 見

左の一編は神戸監獄に在つて職員講演會席上に私が述べたるもの、今回本會伊藤主事より修養に資する投稿を囑せらるゝに

因り敢て大方の評語を得んが爲め之を差し出すことにはなしぬ、

私は此所に「オ、ソウカ」と云ふ題を掲げました、全體世間の諺の中に「魚熊兼獲」と云ふことがありますが之は魚と熊とを併せ捕へることが出来ること云ふことであります、熊は深山に居りませう、魚は水中に居りませう、斯の二つを兼ね捕へると云ふことは實に六ヶ敷いやうに思ひますが、併し人間の上等なる修養の出來た人の中には度量海の如く清濁の萬川を併せ呑むと云ふ人があります、此等の人を「魚熊兼獲」と申すのでありませう。

修

度量で無いと出來ませぬ、曩に小山君の申された如く落付いた氣分が無いと清濁併せ呑むと云ふことは出來ぬ、佛教の中にも「怨親平等」など申しまして佛様の吾等に加へられる所の慈悲の依怙最負の無いこと、如何なる敵對者も之を容れ、如何なる者も召されて、平等に慈悲を持って救ふと云ふことであります、此れ等も同様の意味であらうと思ひます。

吾等精神上の修養と謂へば各種各方面に對する修養が要ることですが、斯の「清濁併呑」と云ひ「魚熊兼獲」と云ひ「怨親平等」と云ふことは實に監獄に在職せるお互ひは常に生きものを相手にして居るゆへ職責を完ふする上には極めて入用なることであると思ひます。

養

昔白隠禪師と云ふ方は仲々に高德なる上人でありましたから、其御一生の間の逸事談片と云ふものも數多くあります、其中に「オ、ソウカ」と題すべき逸話があります、之れは有名なる話でありますから、中には能く御承知の方もありませう、私は本監に參りましたから未だ話たことはありません、今晩一つ之れを話して見やうと思ひます。

白隠禪師は禪宗の大徳であります、駿河の駿東郡原村松蔭寺と云ふ御寺に居られました。

其所には常に禪師の高德を慕ふて修行に來て居る所の雲水僧か澤山ありました、此中には或は稍修行の出來た人や未だ修行の足らざる所の所謂味噌播坊主と云ふ様に、種々なる雲水坊主が集つて居りま

した。

斯の寺の門前に一軒の掛け茶屋がありまして、其所に年頃の娘が居りましたが、或日娘が妊娠して居りましたのを、母親が見付けました、夫れは娘の乳の黒く成て居る所から氣付きました、お前は女ご生れ、殊に内の一人娘であるに豫て養子をせねばならぬと思ふて、親は常日頃心配して居る、然るに親の丁見も聴かぬ間に男を拵へ妊娠して居るではないか、ト斯う母親が尋ねました、娘は赤い顔をしてお母さんそんなことはありまん、ト云ふた。スルと母親はお前はそんなことを云ふか、お前の乳の黒くなつて居るのは妊娠をして居る何よりの證據である、出来たことを小言を云ふではないが、人に依てはお父さんに工合能く話して置くから正直に仰在れど、可愛娘のことであるから蔭に呼んで聴いて見たか何分にも云はない。仍て更らに母親は何うでもお母さんの言ふことがお前には聴かれないとは何う云ふ譯か、本統のことを云はぬと悪いと強いて母親が責めました、處が娘も終に包みきれず、實は此所の御寺の和尚さままで御座います、と聲を震はせて陳べました、餘りのことに母親は惘れ入つて仕舞ました、雲水坊さんの二十人も三十人も世話をして居る白隠和尚のイタヅラから出来た子だと云ふことを聞いて、之は大したことであると母親もアグンで仕舞ひました、聽て亭主の歸るのを待て、娘が嫌がると思ふて密と亭主に嘶した、時に良人は知りますまいが、内の娘は妊娠して居りますと云ふ

と、亭主は何うした、それは誰れの子ぢや、と云ひ出した、母親は良人大きい聲をしなさるな、言はれたことではありませんよ、斯の御寺の和尚様ですよ、ト聞いた亭主はイヤ、それは旨いことをした、アハ、ト手を叩いて悦んで、これはマアウンと儲かるはい、と云ひましたゆへ母親は惘れ入つて仕舞ひました、亭主は先づ俺れが宜い工合にしてやるから、娘を此所に呼んで来い、……斯ふ云ふ調子で、マア晝は堪忍して上げやう、お寺の勝手は能く知つて居るから、と云ふので、其晩亭主は娘と女房を連れて寺の勝手口から和尚様に會ひたいと云ふことを述べた、納所の坊さんは其事を白隠禪師に取次ぎました所、「オ、ソウカ」會ふてやらうと云ふことである、スルと亭主は白隠禪師の前に娘と女房を連れて參りまして、へ、……ト底氣味悪い様な笑ひを顔に見せて、和尚様……之れは私の娘だが知つて御座るだらうが、此頃此娘が腹が大きくなりました、アハ……何うです、和尚様……豪らいことが出来ましたが、御承知で御座いませうね、ト云ひますと、和尚は首肯いて笑顔で「オ、ソウカ」ト……答へた、

サア最も是れで能い歸れくとソコくに御辭儀をして娘を連れて歸りました、之で最う心配は要らん、今迄よりも娘を可愛がつてやるが能いと云ふことであります、流石に女房も惘れ入つて仕舞ひました、娘の白狀に依てソナナこともあつたのかと思ふて、深い思案もせずに日暮をして居りましたが、

早最う臨月と云ふことに成りましたので、取上げの用意或は萬一の時を慮つて御醫者の用意など萬端怠りなく心配をして居りましたが、遂うく身二つと成り可愛玉の様な子を産み落しました、亭主はそれを聞くなり、オ、可愛子が出来た、ヨシく之から掩れが和尚様にシツカリものを云はんならん、と其夜さ、亭主は松蔭寺の勝手門から納所坊主の取次で白隠禪師の前に出て、和尚様近頃豪い御無沙汰を致しました、豫て御承知の娘も今日無事に安産を致しまして男の子で御座います、何うぞ出産の入費又之から後に育てます所の養育料の所は宜敷お願致します、と陳べました、和尚は之れを聞いて又々落付き拂ひ笑顔で、……「オ、ソツカ」……と答へました、亭主は仍で、これは仲々に甘味いぞと思ふて其所を引下り、納所坊主に出産の入費はコレく、産衣はコレく、之から先き月々の御手當はコレく、母親の方に對してはコレく、貰はんければなりません、納所坊主さんも憫れて仕舞ひました、一方其事があると同時に眞面目の雲水は一人減り二人減り早最う其近所近邊の評判となつて道が高徳の上人も其名譽は地に落ち終に情落坊主と云ひ囃されることゝなりました、最う御弟子は次第くなくなくなる、棲むことも喰ふことも出来ない。憐れ敢果ない有様、誠に見るも御氣の毒なる有様と成りました、けれ共強慾なる茶屋の亭主は月々極めた養育料やら諸入費萬端怠りなく受取に來るので、遂うく和尚様の御寺の道具を賣代にせねばならぬ始末となりました、處が一方の貢がれる所の娘は可

愛子に乳房を啣へさせながら一人熟らくと思案に沈んで居りました、今は最う御寺は段々に御弟子は無くなる、自分に送つて貰ふ所の養ひ料は此れを賣た金、彼れを賣つた金と聞傳へて見れば實に御寺に對して濟まぬことである、假令此子は無事に大きくなつても、私は大變な罪科を造つて居ると、斯う云ふことにフツト氣が付いて、母親を呼んで熱き涙を流し乍ら母様私は怖ろしい大罪を造りました、何うしたら宜敷う御座います、此兒を此所の御寺の和尚様の子だと云ましたのは、何う云ふたら父上や母様に叱られないで濟むかと思ふて云ひましたが、却つて父上に褒めらるゝことゝ成り、和尚様に無實なことを云ひ掛けて濟みません、此子は大きく成つても私は強い罪造りをしました、何卒私の罪の消へる工夫はありませんでせうかと兩眼よりハラく涙を流し眞心こめて母親に懺悔致しました、親子の愛情は又格別であります、娘が眞心込めての懺悔に、對し母親は當惑しながらも眞實可愛想なことである、又和尚様へ氣の毒なことであると思ひましたから、ソソなら其子は誰れの子であると尋ねました、ソコデ娘は之れは隣村の田吾作さんの子であると打ち明けて仕舞いました、それは本當か、爾う云へば御前と能く心易く遊んで居る様に見へたが、お父様は知るまいが此母は彼男を能く知つて居る、爾う云ふ中の子を和尚様に塗り付けたとすると大變である、之はどうしたら能からう、……其晩亭主が外から戻つて來るなり、女房は實はアナタ今日は斯う云ふことを聞きました、ト娘が

真心こめて話した一條を述べた、亭主は聞て喫驚それは本當だらうか、本當としつたら捨て置けぬことである、何うしたら宜いか、ト斯う云ふ話に成つて亭主は兎に角爾う云ふ譯なれば隣り村の田吾作に會はんければならん、其上に和尚様に御断りもせんければならんと云ふので、亭主は隣村に駆付け、田吾作は居るかネと云ふことに成りて、オイト田吾作遂う／＼お前は松蔭寺の和尚様を疵物にしたぞ、ト云ふのは、俺の所の娘の自白だ。お前は實に不埒な奴ぢや、……ト斯う云ふ話に成つたので、田吾作も亦トウ／＼時が來たものであるから包みきれず、平蜘蛛の様に謝つて、悪るいことを致しました、假令ドナイなことに成つても我身の罪でありますから、早く和尚様の方へ悪からず願ひたいと申しました、斯う成ると流石の亭主も寺の敷居が高くて行かれない、左り迎此儘にもして置けませぬので、娘を連れて夫婦が御寺に行つて和尚様の前に兩手を突いて震へ聲を出して怖る／＼亭主が有體のことを申して詫びました、和尚が何う云ふかと思へば、和尚は唯「オ、ソウカ」とだけ云ふて一向に腹を立てた風も見へぬ、長い間迷惑を掛けさせられて、と憤る様な風も見へん、爾うかと云つて和尚様は別に喫驚したと云ふ様にも見へない、ソコデ亭主は何うか和尚様ドンナ代償を申されても承諾致しませんでした、話は之れで御仕舞ひです、最う鈴も鳴りましたから話を括つて置きますが、私は如上の話を

修

話を會て恩師西有穆山と云ふ曹洞宗の大徳から直接に聞いたことがあります、西有師の申さるゝには、白隠禪師は四回「オ、ソウカ」を言つて居る、始めは面會に來た時「オ、ソウカ」、二番目は娘が妊娠して居るが承知して呉れるかと云ふ時に「オ、ソウカ」、其次ぎ三番目は分娩を致しました、安産でありました、た養育料を御願しますと、云ふ時に「オ、ソウカ」、と云ふた、コゝまでは俺れも出来る、最後に至て隣村の田吾作の子であると云ふ所から、和尚様に冤罪の無理難題を掛け、御寺の衰微を掛けましたる段は何共申譯が無いと云ふ時にも泰然自若として和尚は又々「オ、ソウカ」、と云ふた、此最終の「オ、ソウカ」は西有師も未だ修養が足りんで出来まいと云ふて居られました、此話は能く知つて居る人もありませんが、實に最後の「オ、ソウカ」の所で、白隠禪師の大度量、大抱負、大慈悲心が發揮されて居ります、御互共は最後の「オ、ソウカ」迄は出来ませぬでも第二第三迄續けやうとするにもヤハリ、魚熊兼獲、則ち清濁併吞の大度量が無くては出来ませぬ、吾々生きものを相手の職にある者、即ち監獄には迷ふた人、失敗した人、惡癖ある人、弱き人、缺けたる人を相手として何うか皆々が正しき將來の幸福を受くるやうに又健全なる良民に歸ります様にと念じますには如上の大度量は學ぶべきことかと思ひまして圖らず「オ、ソウカ」と云ふ變な題を出して清聴を煩はした次第であります。(完)

養

統

計

大正二年七月末日現在々監人員表

(△減)

刑事被告人	四、〇〇九	二一五	四、二二四	前月末日	四、四八八	前年同月	四、二四三	前月比較	△二六四	前年比較	△一九
受刑者	五六、〇六七	二、八三三	五八、九〇〇	現月末日	五九、〇六一	前年同月	六〇、五八六	前月比較	△二六一	前年比較	△一、六八六
勞務場留置者	一、〇一一	一三六	一、一四七	現月末日	一、三五二	前年同月	一、一七	前月比較	△二〇五	前年比較	△三〇
携帶	三〇	三三	六三	現月末日	五五	前年同月	六四	前月比較	△八	前年比較	△一、六七一
總計	六〇、三三四	三、〇七〇	六三、四〇四	現月末日	六三、九八七	前年同月	六五、〇七五	前月比較	△五八三	前年比較	△一、六七一
警署	七八三	一四七	九三〇	現月末日	九六九	前年同月	九三五	前月比較	△三九	前年比較	△五
警察署	六、一一七	三、二二七	六四、三三四	現月末日	六四、九五六	前年同月	六六、〇一〇	前月比較	△六二二	前年比較	△一、六七六
備考	内朝鮮人男二十一名アリ樺太分監未着ニ付計上セズ										
總計	本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ										
清國	男	五	五	計	二六	二六	計	三一	三一	計	二六
英國	男	五	五	計	二六	二六	計	三一	三一	計	二六
北米	男	五	五	計	二六	二六	計	三一	三一	計	二六
佛蘭西	男	五	五	計	二六	二六	計	三一	三一	計	二六
總計	男	五	五	計	二六	二六	計	三一	三一	計	二六

大正二年七月末日現在受刑者罪名表

(△減)

竊盜	二七、六〇〇	一、一五六	二八、七五六	前月末日	二八、五六一	前年同月	二八、三四五	前月比較	△二四〇	前年比較	△一四〇
強盜	三、一二六	九	三、一三五	現月末日	三、一五八	前年同月	三、二七五	前月比較	△一四〇	前年比較	△一四〇
賭博及ヒ富藏	四、四二四	一五五	四、五七九	現月末日	四、八三六	前年同月	四、六一八	前月比較	△二五七	前年比較	△三九
詐欺及ヒ恐喝	七、二一〇	二〇九	七、四一九	現月末日	七、四一二	前年同月	七、七七七	前月比較	△三三八	前年比較	△三九
横領	二、七〇五	六四	二、七六九	現月末日	二、八三五	前年同月	三、〇三四	前月比較	△二六五	前年比較	△二六五
贓物ニ關ス	六〇二	五七	六五九	現月末日	六五三	前年同月	七五七	前月比較	△九八	前年比較	△九八
毀棄及ヒ隱匿	六四	八	六四	現月末日	七〇	前年同月	一〇二	前月比較	△三八	前年比較	△三八
通貨偽造	二九九	八	三〇七	現月末日	三一二	前年同月	三六〇	前月比較	△五三	前年比較	△五三
文書、有價證券偽造	一、六二〇	三三	一、六五二	現月末日	一、六九五	前年同月	一、九一一	前月比較	△四三	前年比較	△四三
印章偽造	九九	三	一〇二	現月末日	一〇五	前年同月	一八七	前月比較	△八五	前年比較	△八五
偽證及ヒ誣告	一一六	二	一一八	現月末日	一二六	前年同月	一六七	前月比較	△四九	前年比較	△四九
重婚	五一	二	五一	現月末日	五二	前年同月	九二	前月比較	△四一	前年比較	△四一
猥褻淫及ヒ姦	四三九	三七	四七六	現月末日	四七五	前年同月	四四六	前月比較	△三〇	前年比較	△三〇
傷害	一、六〇九	二七	一、六三六	現月末日	一、六三一	前年同月	一、八七四	前月比較	△二三八	前年比較	△二三八
殺人	二、六〇八	二一三	二、八二一	現月末日	二、八〇六	前年同月	二、八〇二	前月比較	△一五	前年比較	△一五
嬰兒殺	五三	一七	二二〇	現月末日	二四〇	前年同月	二四六	前月比較	△一六	前年比較	△一六
逮捕及ヒ監禁	一一	二	一四	現月末日	一六	前年同月	二六	前月比較	△一〇	前年比較	△一〇

計

統

監獄に於て購入せし外國米月別平均石代調

明治四十四年度 比 較

平	三	二	一	十	十	九	八	七	六	五	四	月
備	考	均	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
均	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一	三	六	八	六	一	三	七	〇	一	三	七	九
二	一	〇	八	八	四	三	五	四	一	四	〇	八
三	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇
四	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇
五	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇
六	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇
七	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇
八	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇
九	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇
十	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇
十一	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇
十二	〇	八	八	四	〇	八	八	〇	四	五	八	〇

一	七	〇	一	八	三	三	三	一
二	七	〇	四	六	三	三	四	五
三	一	六	三	八	九	二	五	九
四	一	七	八	九	六	三	五	四
五	一	六	五	五	六	二	四	六
六	一	五	九	七	六	一	三	九
七	一	四	六	四	八	〇	二	三
八	一	五	四	九	五	一	〇	四
九	一	四	七	六	四	一	三	四
十	一	五	二	七	三	二	八	九
十一	一	五	一	五	二	一	四	二
十二	一	四	七	九	三	一	八	九
十三	一	六	二	六	一	一	七	六

説 林

●最近の滋養劑に就て

(兒玉茂三郎君)

食餌療法なる者は近時一般學者の甚だ緊要なる者として是認せられつつあり、營養を高めると云ふ事は一日も缺くべからざる重要な事である、最近市場に現れる滋養劑は其種類多く實に枚擧するに暇がない、要するに蛋白質を主眼とし含水炭素、脂肪、礦物質を併有した大同小異である、借て單に分析試験によりてのみ營養の價値を認めること云ふ事は至難である、元より年齢健康状態及體質等により各人各異であるので、例之ば貧血症には鐵劑を用ひ、神經衰弱症に對しては磷酸含有物を用ふるのである、病者殊に精神病より來る身體虛弱者に對しては營養療法によつて其疾病を軽減せしむる事も出来る次第であるから茲に其滋養劑の重なる名稱、成分及應用等を列擧して聊か參考に供することをす。

- 一、マルチール Maltin は有名なるリービッヒ氏の創製に係り大麥を基礎とした物で、麥固有の滋養分に加ふるに麥芽中のヂアスターゼにより消化頗る速いとなり、毎食後十乃至十五瓦を牛乳、コヒ一等に混用す。而して本劑は左の成分を含有す。
- 蛋白質 七・〇 可溶性含水炭素 八五・五二
- 水分 三・六五 灰 水 三・〇〇

藥 業

三・五五

一、ロギヤマ Hygema はティンハルト氏の創製に係り純然植物性に混じり成る可溶性蛋白でカカオの風味を有し、牛乳、コヒ等に混じり喫すべく、本劑は左の諸分を含む。

- 蛋白質 二〇・〇三 不溶性含水炭素 一二・五五
- 脂肪 一〇・〇〇 灰 分 四・五五
- 可溶性含水炭素 五八・五九 水分 五・六五

一、リパビタ Lipavita は魚類より得たる可溶性蛋白質より成る。本劑は滋養劑として學理に通じたる者なれども魚臭氣を有するを以て神經質者は嫌厭の感を生ず。

一、サナトシ Santosh は主として肉粉及びチョコレートより成り褐色の粉末で温湯に甘味を帯びて溶解す。坊間にある者は錠劑にして食後一錠宛用ふ。本劑は嗜好品にも適す。

一、サナトゲン Santogen はミルヒカセエン及びグリセリン酸カルチウムより製出され、白色粉末無味臭である。本劑は前數種を凌いで卓效を奏す服用後は二三週にして既に效果ある事を實驗せり。約五瓦を牛乳コヒ等に混合して喫す。

一、トリフエリン Trifelin は微温湯に溶解する赤褐色の粉末である。本劑はミルヒカセエン、磷酸鹽類及び酸化鐵鹽より製出されてある。通常芳香液を以て二%に溶解したる者を應用す。

一、マルツレーベルトラン Maltulose-Makalosephan はマルツエキスを肝油を作用し乳劑狀に製出した者で、黃褐色濃厚舍利狀

をなし、後に肝油臭氣を有す。十瓦を強め温めたる牛乳或糖湯に混用すべし。ペルトランの效果は既に確認したのである。只其臭氣と夏期に變敗するを免れ難く、本劑は此點に注目した者である。實驗によれば服用し易し。

一、ウィーゴト氏肉酸液 *Libig'sche Extraktflüssigkeit* は家畜殊に牛乳を壓搾し得るた液汁に食鹽を加へて煮沸して、越幾斯となした者で、約三瓦をコップに取り少量の食鹽を加へて混和したる後に温湯を入れ攪拌し暗黄色を呈するに至れば喫す。或はバター、食パン、馬鈴薯等附するも亦美味を有する滋養劑である。

以上は實驗せし者であるが、尙種々の滋養劑は日と共に續出すれば一得あれば一失あり。要するに滋養劑は患者體質に適したる榮養品を見出し使用に便宜なるを同時に低廉なるものを選ばればならぬ。(神經學雜誌所載)

●男と女の根本的相違

(文學士木村久一述)

男は動物的にて女は植物的なりと云ふを根本的相違なりとす、動物と植物との最も主要なる相違點は運動の感なることなり、生物の身體を組織せる有機分子は言はゞ精力を詰りたる囊にて、此分子が破壊するときは中に蓄へられたる精力は運動精力となりて現はれ、斯くして運動を發む、故に動物が運動するには自己の身體を組織せる物質を消費するに基くなり、之に反して植物は運動少く從て消費も少し、故に吾人は動物は消費的にて植物は貯蓄的なりと云ふことを得べし。

は種々の差點ありて、例へばは男は進取的にて女は保守的、男は能動的にて女は受動的、男は活動的にて女は靜止的なり。この見地より見るときは、女は運命上身體的能力に於ても精神的能力に於ても、男に及ばざることを明なり、近時婦人問題盛となり或る論者の如き婦人と雖、その教育と境遇の宜しきを得れば、僅に男子に匹敵することを得ると云ふは愚の極にして、女には活動すべき方面は別にありて、不適當なる方面に向て不利益なる競争をなすの必要あらず(人性所載)



男と女とを觀るに、兩者の間には動物と植物との間に於ける關係と同じく、男は消費的にて女は貯蓄的なり、然らば女が斯く消費を慎みて盛に貯蓄するは何の爲なりやと云ふに、分岐の爲にて、分岐は即ち身體の分裂なり。斯く女は分岐の爲に豊富なる貯蓄を要するが、之と反對に豊富なる貯蓄は女を作ることも實際上一切なり又女が貯蓄的なるは、女は食物不足の境遇に於てもよく肥滿し、男に比し早く青春期に達すること等によりて證明し、月經閉止後に肥滿するが如きは、月經生殖の爲に消費すること止みたるに因る、即ち女の貯蓄性を十分に發揮するにあり、男が女より消費的なることは種々の例證によりて之を確むることを得るなり。

消費の後には攝取に由りて補はる代謝作用これなり、故に男は消費が盛なると共に代謝も盛にして從て組織は漸次變化す故に代謝作用の盛なる男は子供(原型)より遠かること甚しきに反し、代謝作用の緩なる女は永く子供に類似す、人類學者が女は男と子供との中間に位すといへるは實に眞理なり、尙進んで男は女に比して子供にかけ離れるのみならず、互々よりも多くかけ離れその結果男は女より變化多し、即ち身體の變化乃至は畸形或は白癡、天才の如き凡て男子に多し、又男の死亡率は女より多く、女に高齢者多きはこの爲なり、男は女よりも代謝作用盛なるを以て外界より受くる變動に對して内界に起る影響多く、從て若痛を感ずること強し。

●如く男は消費的にて女は貯蓄的なる結果、男と女との生活に

寄 書

監獄衛生叢談 (四)

金澤 石崎 貧樂生

●E. A. schäfer, Prof. of Physiology in edinburgh

分泌と情緒 腺の分泌に對する神經系の作用は心臟及血管に於けるが如く情緒の作用をも併せ考ふるときは益明白となるべし一定の情緒例之ば嗜好せる食物を眼前に示すときは夥しく唾液を流出せしむべく反對に恐怖又は憂慮の際には其分泌は減少し隨ひて口腔は乾燥し舌は動もすれば硬口蓋に附着し談話をして困難又は不可能ならしむ且又唾液の分泌停止せるときは乾燥せる食物の嚥下をして大に困難ならしむ、かの東洋地方にて罪人の拷問に用ひし「米責」なる者は全くこの理を應用せし

なり

● Oiecker, s. は酒精犯罪者につき病的酩酊の状態若くは爾他酒性精神障礙中になしたる行為は刑法第五十一條(無罪)を適用す可く又普通の酩酊(Einflache berieschtheit)に無き状態を呈せる場合強度の障礙を認めらるゝ場合も亦た同様論すべきものなりとし之に反して普通酩酊状態は刑法理論の原理により其責任を阻却するものに非ず只減定すべきものなりと論せり

● Aschaffenburg, s. 拘禁及其の伴ふ精神的感動は素因あるものにおいて諸種の精神病定型を發生せしむるのみならず又た全く精神的性質の障礙を起すものなり併しなから單に拘禁によりて之等の障礙發生し又釋放によりて消失するを以てしてのみ此等の障礙が精神的變質状態なりとは確定し難し實際に於て斯る状態は多く早發癡呆若くは初

期症狀なる場合なり只拘禁なる要件が斯る症狀に往々精神性拘禁精神病に共通固有なる色彩を與ふものなるが如し

● F. v. Weizen, s. は頻回なる發作性精神病患者にして其發作中危險なる犯罪行為ありたる場合は裁判所は決定によりて發作間歇時たりとも保安監置に移すことを得べきものとし但し鑑定を要せざるにせり而して之を精神病院、勞役場、保護院の何れに收容すべきやは行政處分に委すべきなりと云へり然れども一年二年の間欠を以て發作するものは精神病院に監置するを可とし間欠の長きものは非精神病院に收容するを可とす五年以上の間欠を有するものは鑑定の結果監置を解き家庭後見又は警察等に委託す可きものとなせり

● Pannenberg, s. 放火者を七群に分ち(一)復讐からの放火(二)其周圍に對する不満足からの放火

寄

書

(三)放恣からの放火(四)失望からの放火(五)望郷心からの放火(六)貪婪からの放火(七)以前の犯罪を隠匿せんが爲めの放火とす之には獨特の心理状態を有して居る

(第一)は多大の素質を有する神經質にして且つ怒り易き氣分である之を病的氣分と名づくるものである(第二群)の性質は全く同一の性質を有するも

唯次の如き動機より發するものである(一)強き感動性(二)利己主義と怠惰が前景に強くある(三)放恣より犯罪する男子は「ヒステリー」性である殊に

婦人の放火者に多く現はるゝところである併し男子にても女子にても凡て放恣なる行為の根源は感

動性刺激によるものである其大多數は神經質のもの及び感動性のものである(四)茲に前景に感情強

き性質がある殊に其感動が病的なる傾向を有して居る「ヒステリー」の二三例に於ては犯罪すべき素

質の昂まれるものがある(五)第一に非常に感情の動き易き性質があるが懊惱性は少く又た神經性、憤怒性氣分の少きものがある(六)前景に多血質なる病的氣分を有するも爾かく神經質ならざるものがある(七)十五例の少數に於ては男性及び女性の性質間に共通なる種々なる性質を有して特記すべき性質のなき者がある、

● 犯罪學協會 は犯罪及び犯罪人に就き學術的研究を爲すを趣旨とし片山、吳、三宅醫學博士、建部文學博士、花井法學博士、栗本衛生部長、福來文學博士、牧野法學士、富士川ドクトル、寺田文學士、杉江醫學士等の諸氏の發起により設立せられたるものにして來る新涼の候を期し講演會を催し一般の聽講を許すの計畫なりと云ふ

尙は本當會則を摘録すれば左の如し
本會は犯罪及犯罪人に就き學術的研究をなし法律

社會、教育及醫學等の諸方面に貢獻するを以て目的とす

年報を刊行し會員に頒つ

會費は一ヶ年金壹圓地方は金五十錢

事務所は東京府下田端三百三十四番地杉江董方に置かるゝ由

● Dr. F. Künne, *ss.* 不具者とは、ある身體的破損的缺陷に由て著しく外貌を損し或は身體の自由運動を阻害されたる人間を云ふ、その缺陷は或は四肢の一部の缺如たることあり或は缺如せざるも、その形態或は位置の異常を呈せるにあり又一定の身體部は普通の形狀を有するもその運動機能の廢せるものあり、その成因より云ふときは不具は先天的なるか或は後天的なり後天的不具は外傷の結果にあらざる限りは、その原因として常に遭遇する所のものは比較的小數の疾病なり

● *Prigal* は歇私的里の刑事責任に就き殆んど凡ての場合に於て其精神障礙は責任能力を阻害す只吾人は行爲の當時に於て明に些の精神障礙をも證明し得ざる場合に於てのみ其責任能力を問ふことを得

歇私的里の精神障礙と名くべきものにして殊に犯罪に關係を有するものは暗示的病的亢進(被教嚇、詐僞、偽證、虚偽の陳述、誣告、虚偽の告訴、催眠術、暗示、(竊盜、放火、)記憶障礙(偽證、虚偽の告訴)想像力の亢進)想像性虚談症睡眠樣狀態、(偽證、誣告、虚偽の告訴)病的感動(名譽毀損、侮辱、公務執行妨害、騷擾、毀棄、傷害)意思薄弱被教嚇、不作爲)及幻覺又は妄想等なりとす

歇私的里性のものにして酒精によりて犯罪行爲をなせし時は殆んど凡ての場合に於て病的酩酊に基くものとし責任無能力となる

又歇私的里性のものにして月經時及妊娠時にありては犯罪行爲は多くは病的性慾に基くものにして責任無能力なり

只病的程度に達せざる感動及酩酊にして個人に顯著なる歇私的里及變質性徵候を證出することを得ざる如き場合に於ては責任有能力的場合を生ずるも尙ほ多くは減刑に付すべきものなり

● 東京顯微鏡學會常會に於て古瀬氏は監獄に於ける拘禁制度に關し共同制、緘默制、分房制、及び階級制に類別して順次に之を説述し就中分房制の最も採るべきを言へり

● 酒精と犯罪 酒客に犯罪多く犯罪にして酒精中毒の結果たるもの決して少からざるべし

慢性アルコール中毒のみならず急性アルコール中毒も亦た等しく犯罪の動機となる殊に暴力的行爲殺傷(人事犯)に於て然りとす(毆打、殺傷、殺人、

猥褻行爲)是れアルコールは感受性を麻痺せしむると同時に考慮力を鈍磨し抑制力を減じ與へられたる刺戟(侮蔑、脅迫)に反應すること迅速且つ強大となり色情を増進するによる

アルコールは大脳を麻痺せしむるに乗じて風俗及び徳義に關する智識を減じ若しくは之を消失せしめ容易に憤怒を發起し粗暴の行爲を敢てし秩序を紊すに至るの結果を來す殊に健全ならざる腦髓にアルコールを作用せしむれば其結果一層寒心すべきものあるなり之を要するにアルコールは精神上の變質と共に犯罪の原因として大なる價值を有すること疑ふべからずトロウラン氏は言へり一時の酩酊に乗じて爲せる犯罪に慢性アルコール中毒によりて犯されたる犯罪よりも稀有なるものとす
失業、窮乏、煩悶、我儘、粗暴殘忍、悖徳等は必ず慢性アルコール中毒の結果として顯はるゝもの

にして其結果犯罪を敢てするに至るは當然の徑路
なり加之變質せる酒客は凡ての方面を顧慮するの
力なく破廉耻に自己の欲望に従つて行動し道徳は
勿論刑法の何物たるを辨せざるなり

之を各國の經驗に徴するに犯罪の大部分殊に人事
犯は酪酩及び中酒に基因すること多く裁判官及び
監獄官の實驗によるも中酒の増加は必ず犯罪者の
増加を伴ふものなりと云ふ

クローネ氏は千八百八十三年に説をなして曰はく
身體及び生命に關する犯罪中單純及び危険なる身
體創傷の全體、過失殺傷の殆んど全體、殺人及び
過失殺傷等は僅少の例を除く外悉くブランドー飲
用に歸すべしと他殺に在つてはブランドーが犯罪
の原因となること極めて多し財産に關する犯罪は
殆ど毎に一時或は永久の窮乏に胚胎し此窮乏の八
十%は常人或は家族の飲酒癖によりて生ずるもの

なること明なり、ブランドーのみならず凡ての他
の酒類も犯罪と大なる關係を有す麥酒消費額と人
事犯の頻繁なるは麥酒國なるバイエルンに於て其
實例を見る日曜日の前夜、祝祭日等は勿論毆打、
殺傷罪の數最も多し

プイヨツチエンゼー監獄醫長ベール氏の調査成績
によるも千八百七十六年獨乙帝國に於ける百二十
個の監獄より得たる三萬二千八百六十七の囚徒に
就て研究するに一萬三千七百六十四(四十一、七%)は
アルコールの作用により犯罪をなしたるなり

性別	一時性飲酒	常習性飲酒
男	五三、六%	四六、四%
女	三九、〇%	六一、〇%

監獄にては一時性飲酒者、懲役監にては常習性飲
酒者多數を占め感化院にては常習性飲酒者のみを
存す、アルコールと共に各種犯罪との關係を検

するに男因に於ては身體及び風俗(人事犯)に關す
る犯罪は飲酒の結果たること尤も多く之に反して
少しく考慮を要する犯罪例へば竊盜、詐偽、騙取、
誣告の如きは醉に乗じてこれを行ふこと少なし
プリヨツチエンゼーにては囚徒三千二百二十七中
一千百七十四の酒客(三十六、四%)を算せり醉に
乗じて犯せる犯罪を検せるに公務執行に對する抵
抗は七十一%風俗に關する罪は六十六%侵入罪は
五十五、二%物品に關する罪は五十五、一%身體
傷害は五十一、三%誣告は十八、八%竊盜は十六、
五%を示せり他の監獄に於ては更に不良の成績を
示すウエヒタ(オルデンブルヒ)に於ては千八百
七十八年乃至八十二年に在監人五百十九中四百
(七十六、九%)は明に酒客にして四十四(十四、四
%)は疑はしく四十五(八、七%)は酒客に非ざり
き

ニユルベルヒ監獄にては署長ストレング氏の報告
するところによれば千八百七十八年は身體傷害の
爲めに加刑せられたる二百二十二中百四十四(六
十六、二%)は醉に乗じて罪を犯せり懲役監グン
ネンブルヒにて千八百六十乃至八十五年強盜の爲
め判決せられたるもの、三十一%は酪酩して犯罪
し三十六%は常習酒客に屬せりラウフェル氏に據
れば千八百九十七年男性の被告三百六十八中百八
十一即ち凡そ半數は犯罪當時酪酩して刑事事件は
全體に於て二百二十二を算し内六十八は公安及び
秩序紊亂五百七は身體傷害或は暴行百十九は家宅
侵入、百三十八は物品毀損、百三十は官吏侮辱、十
一は抵抗及び侮蔑に係はりたり
勞役を強制する監獄に於ては酒徒は多數を占む浮
浪者(無賴漢)は大抵常習犯者の淵源にして其生活
に鑑みれば既に酒客最も多しツーン氏の報告する

所によれば千八百九十三年乃至九十八年キールの市立病院に投せられたる浮浪者千七百九十人(十六、五%)は過度の飲酒に耽り而かも明かに中毒症を呈せりツーン氏は病院奉職中收容浮浪者五十九人中三十(五十二、八%)は慢性アルコール中毒に罹れることを見出せりペール氏は千八百七十四乃至七十五プロイセンの矯正院に收容せる者の内四十三%余は酒の爲に犯罪せることを證明せり矯正監ウンストルフにてエルスネル氏は八十七%に於て數年間強酒を多飲せるもの(一日平均一乃至二分一リートルを驗認し六十%は明に慢性アルコール中毒の症狀を呈せりウエヒタにては千八百七十二乃至八十二年は被矯正者の十分なるは飲酒に耽溺せるを示せりボンヒョッフエル氏は乞食及び浮浪の爲めプレスラウの中央監獄に投せられたる四百四を檢して其内既に早く(二十五年前)違警

罪の間ふ所となりたる百八十中五十二(二十七、四%)は規則正しく二分一乃至二分一リートルの火酒を常に飲用せるものなりき二十五歳の後に刑法の間ふ處となり三百九十八人百八十にはアルコール飲用を告白し百五十一(七十六、七%)は明かにアルコール中毒の症狀を呈せり魔法醫者、妖術者等には酒客頗る多くブラシオ氏は此種の業者二千八人中三百三十九(十六、九%)の酒徒を發見せり

●人命蘇生器 本器は獨乙國リユーバツリ市ドレーガー商會の創製に係るものにして空氣六〇酸素四〇の割合よりなる混合瓦斯を人工的に吸入せしめ以て有毒・瓦斯、電氣水其他の原因による呼吸停止の復活を目的とするものなり而して本器は爾他の人工呼吸法に比して遙に多量の酸素含有空氣を自働的裝置に依て連續而かも規則的に呼吸せしめ得るの利ありと現下歐米諸國の病院、消防器、炭

礦山其他に於ては其使用漸く盛んならんとするの傾向を示せりと云ふにあれば茲に記して參考に資



獨語

○功に誇らぬ人

碌堂

曩に北海道に在りて今は内地の監獄に長たる某氏と云ふあり其初め命を受けて北海道に赴任するや前任者時代不整理の後を受けて拮据艱勉弊を矯め不備を補ひ其勞鮮からざりしも曾て人に向つて一言前任者を非難せしことあらず其意已は唯己れの職分を盡せば足れりと謂ふもの、如し加之先年の大火に監獄の建物は全部烏有に歸し建築工事に従事することとなり苦心焦慮せしこと多からんも主務省に對し泣言は勿論注文がましきこと一つ云ひしにあらず其首尾能く竣工を見るに至りても平然として之を色に現はさず某先輩痛く其心術の淡泊にして男らしきを賞揚せられたり長官の更迭ある毎に往々後任者の前任者を批難せるの説は之を聽

けり又自己に寸效あれば可成其聲を大にして自己を廣告する人多き今の社會に於て某氏の如きは人をして一段奥床かしきを覺えしむるものあり感服すべきことならずや

○事故類々

七月に入りて以來逃走自殺の事故甚だ多きを見る氣候の犯罪に及ばず關係ありと云へば云へ氣候の影響を受くるもの獨り犯人のみにあらざるべし戒護者に情氣を生せしむるも亦其一原因にあらざるか殊に其事故の比較的出張所の出來事に係るもの多きは何等かの理由あるに因るや將又偶然の事なりや兎も角注意すべき事ならん

○典獄の雅量

監獄官練習所曾て練習生一同をして東京市内の某監獄を參觀せしめ試に其視察せし所に就き各所見を書して提出せしむ七十餘名の入百四十餘の眼を以て睹しどころ時と場所とは同一なれども所見固より一様ならず是非の評紛々たるものあり某監獄

典獄請ふて之を閱し其批評に聽き以て事務の改善に資する所尠からずと云へり斯の如き雅量ありて始て改善の實驗を擧ぐるを得へし

○老朽の心理

倫理講演集第三百三十二號を讀む自如生なる人ありて老朽の心理に就て説明せる所甚面白し其要旨を摘録すれば

老朽の心理を説明すれば積極的エネルギーの消耗せしことを意味す即ち人の活動力の靜止せし時は老朽の現象と見ざるべからず青年は未來あり希望あり將又活動力旺盛なり青年の特長茲に在り而して之に反するもの即ち老朽の特長なり第一彼等は新しき事物を好まず第二彼等は一時的安きを求むるの傾向あり第三彼等は物事を五月蠅がるの癖あり第四彼等は無暗に己に諂ふものを喜ぶと言ふ所當れるに庶幾し寄る年波は如何ともしかたなしと雖も心身相關の理は學者既に之を謂ふ常に心を若々しく持して新智識を吸收するに努むれば老ゆる

ども朽つることは遅かるべし年五十、六十に達すれば自ら既に老たりと爲し蠶の自ら繭を製して其身を包み永き眠に就くが如く好んで老朽の仲間入を爲すが如きは余之に與せず

○道徳は人を責むるの具ならず

昔者董仲恕帷を下して書生を教ゆ業を其門に受くるもの夥し然るに見は云ふ父は慈なるべし而して我父不慈なり父は云ふ兒は孝なるべし而して我兒不孝なりと父子各教を取り相責て下らず仲恕之を聞き惘然として歎し帷を撤して去れりと慈は父の道孝は子の道なり各己れの道を守りて失はず道徳の貴き所茲に在り此父子の如きは道の履違いを爲すの甚だしきものとすべし然るに世間此類最も多し富める者は富に驕りて親戚の落魄せしものを顧みずして曰く彼れ生意地無し此に至る當然のみと貧しき者は曰く親戚某は富めり而して些しも吾を顧るなし義理と人情を解せざる人非人のみこそ是に由つて之を觀れば道情は己を修むるの道にあら

ずして人を責むるの道具と心得ふるものゝ如し殊に失意の境に在るものより道徳の語を聴くこと甚だ多くして得意の人の然らざるも亦可笑しからずや

○黒馬物語

黒馬物語は東京府北豊島郡巢鴨町大字上駒込二十番地内外出版協會の出版に係り著作者はドクトル本田増次郎氏なり原著グラフィックビュートーは世界最良圖書百卷の一に選ばれ此書一度出で、歐米に於ける動物虐待の弊を防止し得たる程にして其感化の廣くして且つ大なるは更に言を要せず頃日一部を書肆に求めて之を閲讀せしに動物の性情慣習を知ると與に自然動物に對する愛憐の情油然而して興起するを覺えずんばあらず惟ふに動物を愛憐するの情は頗に一轉して人類同胞に對する同情の念となるの理なり在盛人の看讀用としても甚だ適切なべし

○感應の理

伊川先生曰夫鐘怒而擊之則武悲而擊之則哀誠意之感而入也告於人亦如是と是れ感應の理を謂ふものなり能く此理を信する人にして始めて他人を教導することを得べし辯舌の巧拙の如きは抑末のみ余が知れる某教誨師の如きは其學識必ずしも深遠ならず其辯舌必ずしも巧妙ならずされども頗る眞面目にして熱誠あり往々人を感動せしむ曾て一囚人あり性頗る頑冥なり某教誨師日々彼を獨居房に訪問し懇諭する所ありしに一日彼は教誨師に向つて曰く余は思ふに余が心既に魔界に在り余又自ら魔たらんことを願ふ教誨師の如きは余に取りては寧ろ無用の長物たり余は師の教訓に對しても常に馬耳東風に附するのみ師又來つて余を訪問するの愚を爲すを止めよと言甚だ暴戻不遜なりしも教誨師從容として之に答て曰く爾の心事果して爾の言の如しとせば吾が教誨は無用の長物たらん然れども吾は迷へる者を醒して之を正道に導くの任にあり而して吾自ら是を以て天職とす爾の聞くと聞かざ

るとは吾の關せざる所なりと以後日々監房に訪問し教誨を加ふること曩日と異ならず後十餘日を経て彼囚人は教誨師の來れるを見て恭しく之を迎へ涕泣拜謝して曰く余の頑冥なる懲罰に次ぐに懲罰を以てし非違疎らざるはなし殊に往日は師を犯すに暴言を以てす其罪決して輕からざるべし然るに師爲に是を以て余を棄てず懇切指導して怠らざるもの十幾日今にして余の罪惡の深きを知れり是れより特に謹慎勉勵の人となり満期の後は正良の國民と爲るべし師將來懇教を吝むなくんば幸なり且往日の非禮を容せと是より彼れは眞に悔悟の人となりたり至誠の人を感ずる此類最も多し伊川先生の言は先生自身の體得せし所に出づるものにして人心の機微を穿ち得たるものと謂ふべし

保 護

基督教家の保護團體起る

京都府管内に於ては昨年來數多の冤囚保護機會の設立を見たりしも比較的郡部に屬するもの多く市部に屬するものとは京都感化保護院及未成年出獄人の保護教養を目的とせる大二義塾の二ヶ所と川端警察區に碎勵會堀川警察區に醇厚會上長者町警察區の一部に至正會ありて尙中立賣五條七條松原の各警察區及上長者町警察區の一部に於ては未だ何等の設備を見るに至らざりしが今回京都市大二義塾經營者たる大澤善助氏の斡旋に因り典獄關係警察署長並に有志慈善家の間に協約成立し同友會と名け前記五區内の出獄人保護に當ることゝなせり事務所は當分京都市上京區富小路二條下る俵屋町大二義塾内に置き大澤氏監督せらる會員は何れも基督教信者牧師等にして各關係警察區域内に

は各擔任者を置き保護の實際に當らしめ又別に客員として外國人及婦人の篤志家を指定し外國人又婦人の出監者あるときは其方面を分擔するにあり而して本會の旨趣は最も摯實にして實蹟を擧るを主とし差當り左記覺書の外は規則書をも設定せざるもの、由

覺 書

一 監獄に於ては監獄法施行規則第六十九條の通報に依るの外強盜竊盜詐欺橫領賭博等の犯者出監の場合に其二十日以前迄に別記の様式に依り關係警察署に通知すること

二 警察署長は前項の通知に依りて之を採擇し其必要を認むる人名を同友會に通知し同友會受持擔任者は出監時まで其家族を訪問し一面在監者に面接して相互意思の融和連絡を圖り出監當日は保護者同道監獄に出頭し之を迎へ引取らしむること

三 保護に關する成績及監獄に於て必要とする調

查事項は同友會に於て取纏め調査の上回付すること(別記略す)

在郷軍人保護の概況

高知 通 信

高知監獄と高知聯隊區司令部との間に在郷軍人の出監者を保護すべき協商の成立して以來最早六ヶ月を経過したりしが。其後の狀況を報せんに監獄より司令部に引渡したる出監者は今日までに二十名に達し而して此二十名の中には累犯者も少からぬに唯一名の再入を出したるのみにて其他は何れも郷里に在りて品行を慎しみ稼業に就き平和の生活を送りつゝあり其成績は甚だ良好なり加ふるに一名の再入者とても本人の両親は多少の財産を有しなから無慈悲にも本人を顧みず絶対に其同棲を許さざりしより犯罪に陥るに至りしものなれば又多少恕すべき事情もありと云へり畢竟斯る好成绩を見るに至るは在郷軍人分會長始め會員一同が出

監時の出迎歸村後の世話に至るまで懇切周到なるの致す所ならんも殊に感すべきは司令部が熱心なる取扱振なり出監者ある毎に司令官は一々本人に面接して懇篤に將來を戒飾し分會長に托して其保護を爲さしめ司令官不在の場合には副官が代りて之を取扱はれ盡力の程大方ならず出監者中司令官又は代理官に對し將來必ず軍人としての體面を汚すか如きことは爲すまじと誓言し歸途に上るもの多し苑も角特種の保護事業として最も有効なるを認め得べしと思はるゝなり

熊本縣下免因保護狀況

熊 本 通 信

從來本縣下に於ける免因保護の機關としては明治三十五年創設に係る肥後慈惠會感化部保護場あるも尙全縣下の宗教家及有志を直接間接に斯業に従事せしむるの必要を認め本年三月を以て佛教各宗派聯合の下に更に熊本自營協會なるものを組織し

右免因保護場と相俟て斯業の完備を期することとなり先づ本部を熊本市に置き爾來之が實行に着手せしが各委員の熱心なる配慮に依り漸次發展の氣運に向ひつつあり保護の狀況は或在監者を訪問するあり或は釋放者を出迎ふるあり或は家庭及隣佑との調和を謀るあり或は就業の紹介を爲す等あり又縣下阿蘇玉名鹿本飽託宇土天草八代等各郡の一部には宗教家の個人或は保護教團を組織し斯業に従事する者もありて多少成績の見るべきものなきにあらざるも統一的發達を期するには熊本自營協會本部と氣脈を通じ本支部彼此相俟て其効を奏するの必要を認め昨今専ら各郡に之れが支部設置の交渉計畫中なれば近き將來に於て該設置を見るに至るべし今熊本自營協會々則を紹介すれば左の如し

熊本自營協會會則

- 第一條 本會ハ熊本自營協會ト稱シ本部ヲ熊本市ニ(當分熊本監獄内)支部ヲ各地ニ設ケ
- 第二條 本會ハ佛教各宗派寺院住職並篤志家ヲ以テ之ヲ組織ス

- 第三條 本會ハ熊本監獄出獄者及熊本縣内ニ歸住又ハ轉住シ來ル出獄者ヲ保護スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ方法ヲ講ス
 - 一 必要ニ應ジ在監中慰藉訓諭ヲ與フルコト
 - 二 出獄者ニシテ單獨歸郷セザルノ虞アルトキハ之ヲ導ヒテ其ノ家郷ニ入ラシムルコト
 - 三 出獄者ノ家庭若クハ親族又ハ隣佑トノ融和ヲ計リ適應ノ業務ニ就カシムルコト
 - 四 獨立自營ノ途ナキ出獄者ニ對シテハ雇傭紹介其ノ他ノ勞ヲ執ルコト
 - 五 出獄者ノ所持金又ハ取得金ハ之ヲ貯蓄セシメ濫費ノ弊ニ陥ラサシムルコト
 - 六 時々其ノ居宅ニ就キ又ハ其ノ來訪ヲ促シ指導訓育ニ努ムルコト
 - 七 布教若ハ擅信徒衆合等ノ場合ニ於テ本會總旨ノ普及ニ努ムルコト
 - 八 前各號ノ外保護上必要ノ處置ヲ施スコト
- 第五條 保護ハ出獄者ノ歸住地又ハ轉住地所在ノ保護委員之ヲ擔任ス
- 第六條 保護ノ必要ヲ認ムル出獄者アルトキハ其都度本部ヨリ保護委員又ハ保護委員長ニ通報ス可シ
- 第七條 保護委員ハ一月及七月ノ兩度保護ノ狀況及成績ヲ本部ニ

保

護

報告スヘシ

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 總 裁 一 名
- 二 會 長 一 名
- 三 副 會 長 若 干 名
- 四 理 事 若 干 名
- 五 保 護 委 員 長 若 干 名
- 六 保 護 委 員 若 干 名

第九條 役員ノ職務左ノ如シ

- 一 總裁ハ本會ヲ統轄ス
- 二 會長ハ會務ヲ總理ス
- 三 顧問ハ總裁及會長ノ諮問ニ應シ重要事務ニ參與ス
- 四 理事ハ會長ノ命ヲ承ケ本部ノ庶務ニ従事ス
- 五 保護委員長ハ當該宗派委員ヲ代表ス
- 六 保護委員ハ保護ヲ擔任ス
- 第十條 總裁及會長ハ保護委員ノ評決ヲ以テ之ヲ推戴シ顧問ハ總裁、理事ハ會長之ヲ囑託ス
- 保護委員ハ各派宗寺院ノ住職ヲ以テ之ニ充テ保護委員長ハ各宗派保護委員之ヲ選舉ス
- 第十一條 會長ハ毎年一回保護委員長並保護委員ヲ召集シ保護上ニ關スル會議ヲ開クモノトス
- 但シ必要ニ應シ臨時會議ヲ開クコトアルヘシ

名を限度とし又間接保護には監督に専務者なく監獄職員の一員同院に居住するに過ぎざりしも本期間(昨年十一月より本年三月末日迄)に於ては恩赦出獄人に對する保護を周到せしむるの必要を感ずると共に此機に際し大に間接保護を擴張し所在地にて適切なる保護を加へ又直接保護に在りても二十五名を收容し得る爲め専務の保護主任を備聘し設備を完成するの急務なるを認め同院長は其擴張案を發起するに至れしが先づ眞宗高田本山に向つて同山の經費を以て保護主任の派遣を交渉し又従來三重縣より受けたる年額三百圓の補助を六百圓に増加すること毎年度繰越金を基金に偏入すへき命令を取消すことを縣知事に要求したるが何れも満足なる結果を得たるを以て更に二萬圓の基金を増し其利子及官廳の下附金、作業の収益金等を以て事業の擴張を經營すべき方法を定案し縣當局者並に裁判所長檢事正等有方者の援助を得て屢次會合熟議の結果之を可決し遂に三月十一日を以て三重縣保護會を創立し

第十二條 本會ノ經費ハ各役員ノ負擔トス

三重授業院近況

三 重 通 信

同院は明治三十五年保護事業開始以來既に二百名の出獄人を保護し客年十一月より本年三月三十一日迄新に保護を加へたるもの五十名越員八名合計五十八名にして内貳拾七名は一時宿泊保護を加へたるものなり又退院者は十二名にして内三名は無斷退院せしも他の九名は全く改善の實を擧げ何れも正業に勉勵しつゝあり現今の在院生は十九名二名は間接保護者にして漆器商の雇人竹細工の職人となり其業務に従事し稍獨立の生計を支持す他の十七名は同院に收容せるものにて朝夕監督者と起臥を共にし一部は桶工、指物工、竹細工、機械工、及土砂運搬に通勤し其他は本院にありて肖像畫工農業園藝及養豚業に従事し専心勉勵せり

從來同院に於ける直接保護者の收容人員僅に十五

三重縣知事を會長に同事務官裁判所長檢事正及典獄を理事とすることとなり更に又郡市町村に委員長一名委員若干名を置き保護並に會員募集の事務を處理せしむることし現在の三重授業院は同會の事業部として之を繼續擴張し依然典獄を以て院長に監獄各課所長を以て幹事とし之に加ふるに専務の保護員を備聘し郡市町村委員と共に間接保護の周到を計ると同時に直接保護の設備を完成して四月一日より之を實行せり元來本院は事業の經營質素堅實を旨とし基礎益鞏固を加ふるの狀態に在りしも資力薄弱にして専務員を設置し又之を活動せしむるの餘裕なく且つ三重縣より助成金を受くる關係上縣の命令に依り毎年度繰越金を基金に編入し積立を爲さざるべからざりしを以て事業の發達遅々たるものありしが今後は基金より生ずる利子作業の収益、官廳の下附金等一定の基礎の上に經營することとなり且専務の保護主任を設置したれば將來漸次保護の充實を見るの時期あるべしと

函館同仁會の狀況

函館通信

同會は明治四十一年の創設に係り年を閲すること僅に五年なるも年と共に益保護人員の數を増し一昨年中に於て保護を加へたる免囚男女合計百十六人其内成績不良と看做すべき者四人に過ぎず然るに昨年十一月迄の事績に就て之を調査するに保護を加へたる總數百二十五人にして成績不良と看做すべき者僅に四人なり斯の如く年次保護人員の數を加へ而かも其成績不良の者は減少するに至れるは稀有の好成绩と稱揚するものありされども同院に於ては今日の狀況に満足せず今後大に奮勵を要すへしとて益事業の擴大を計らんと計畫中なりと云へり今同院明治四十一年以來の成績表を得たれば茲に之を掲ぐ

出獄人保護事業成績表

明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年	合計
男	同	同	同	同	同
女	同	同	同	同	同
人員	二	一	一	一	四
新保	二	一	一	一	四
退	一	一	一	一	四
場	一	一	一	一	四
者	一	一	一	一	四
計	二	一	一	一	四
現員	二	一	一	一	四
年末	二	一	一	一	四

(備考)一、本表は大正元年十一月三十一日迄に收容したるものを掲ぐ

- 一、老幼者及不具者其他本會へ收容せずして自宅引渡並汽船へ會員同行の上乗込せしめたるものは二百四十五人
- 一、收容總人員三百三人の内成績不良のもの十四人あり其百分比例左の如し

退場を命ぜられたる者 一人 容取者 百人ニ付 ○・三三

彙報

●行進の列中を外れて逃走す

浦和監獄に於て刑執行中なりし懲役八年囚埼玉縣大里郡御正村大字三ツ本六番地平民明治十六年一月八日生長谷川綱吉は去七月十八日午前四時五十分頃懲役監第一監南階上より第四工場に出役する際看守の隙を窺ひ行進の列中より外れて醫務掛側に出て高さ六尺の板塀を乗越へ東方に疾走し炊塀裏物置(目下取毀準備中)を通過し外圍板塀の内側に出て此所にて獄衣を脱し倉庫と外圍板塀との間の竹柵を攀ち上り板塀を踰越して外部に遁出て逃走せりと當時懲役監第一監備付の監房検査用白上衣一枚不足しありたると云へは豫て用意の爲め之を竊取し獄衣に着替へ構外に出てたるものならんと云ふ

●外役先より逃走す直に逮

入監者 七人 同 二・三二
無斷退場者 六人 同 一・九八
一、大正元年九月より十一月三十日迄に恩赦に浴したるもの左の如し
男六十四人 女一人 計六十五人
内
自活の途に就きたる者四〇 收容中の者九
親屬故舊引渡の者 一六 計 六五

捕せらる

福島縣耶摩郡鹽川村字仲町千八百八十七番地平民懲役五年淺沼佐市明治三十年一月卅一日生北海道留萌郡留萌町高山の五番地不詳平民懲役一年工藤松太郎明治卅一年三月十五日生の兩名は去七月廿八日他の幼年受刑者廿二名と共に看守二名に引率せられ監獄構外耕耘及土運搬に就業中午前九時廿三分突然看守の警戒線を脱走し十間を隔てたる叢林中に入りたるより戒護看守の一名直に残れる廿二名を引纏め一名の付添看守に引渡し一面非常を戒護部に報告し直に追跡せしか附近農場付添の看守も之を覺り相協力して搜索の末遂に數町を距りたる停車場機關庫附近に於て兩名共逮捕したりと

●屋外運動の混雜に紛れて逃走を企つ

長崎監獄嚴原分監に於て刑執行中なりし長崎縣下縣郡仁位村大字曾三十一番戶士族懲役三月囚古藤伊勢治は去八月一日例の如く抄紙工場に作業し午

飯後休業時一般出業者は二回に分れて屋外運動を爲す筈にて伊勢治は後回到組入れられありしに第一回運動者二十七名繰出の雜踏に紛れ工場外に出て炊事場浴場の後方を通過して事務所の支關脇に出でたる際看守部長某氏之を目撃し即時雇員と共に追跡し直ちに逮捕したり

●戒護者の後れたるを見て逃走を計る

東京府南多摩郡八王子町本郷町二百三十三番地刑事被告人竊盜再犯小島サヨ明治五年七月十三日生は東京監獄八王子分監拘留置監に拘禁中大正二年八月六日午前五時起床後女監取締は洗面の爲めサヨを其居房より連れ出し洗面了りて還房せしむるに當り女監取締との距離漸く隔りたる機會に乗し忽ち方向を一轉し疾駆して女監取締休憩所前を経て支關より表門外に出て逃走したり女監取締は之を認め直ちに追跡したるも及はさりしが折柄事務室に居合せたる宿直雇某は只ならぬ音響に早くも逃

走者ありと覺知し直ちに追跡し表門を距る約十間の桑畑内に於て逮捕したり

●押送中墜道内にて逃走す

青森監獄弘前分監にて刑執行中なりし青森縣中津輕郡千年村大字杉木平六十番地竊盜犯懲役二年囚齋藤留次郎明治二十五年十月二十六日生は去八月八日青森監獄へ移監の爲め外十二名と共に看守三名の戒護の許に押送中午前七時二十分頃途中大釋迦墜道内に掛るや汽車の徐行すると車内燈火無くして暗黒なるに乘し捕繩を解き車窓を排して地上に飛下り戒繩附着の儘墜道内後方に引返し雪除用出入口より東方山中に逃走したるも押送看守逃走の事實を發覺し直ちに追跡せんとするも折悪しく急勾配にして馳走矢を射るが如く加ふるに車内警報器の設備なく遂に約五分を経て停車せしむるを得たるより看守部長は殘餘十二名を看守二名にて警護せしめ青森監獄に急報すると同時に追跡したり一面青森監獄に於ては急報を得て即時手配を

爲し搜索に怠らさりしが遂に翌九日監獄を距ること一里許なる筒井村に於て取押へたりと

●幼年囚監房扉を破壊して逃走す

徳島市西横町十三番地平民刑事被告人山根清七明治十八年一月十七日生は神戸監獄洲本分監に拘禁中なりしか去八月六日午前三時より同四時迄の間に於て居房前面の扉の上部なる込板縦一尺五寸横一尺八寸のもの二枚を取外し房内電燈の外部に光射するを防ぐ爲め破壊の箇所に蒲團の上布を覆ひ且つ蒲團を高くして恰も臥し居るものゝ如く装ひ置きて房外に脱出し其より同所西手なる土塀に攀登り構外に飛降り逃走したりと

●憤怒して同囚を斬る

神戸監獄に於て刑執行中なる兵庫縣養父郡養父市塙村の内鐵屋米地七番地竊盜十二犯懲役十年囚木村博明治廿一年一月生は去八月二日同監獄第七工場に於て竹籠工に従業中午前六時五十分頃製作品

置場の事より同じ従業中なる兵庫縣神戸市兵庫上
橋通三丁目三番地の三竊盜私印盜用文書偽造行使
詐欺三犯懲役六年因藤本新太郎と口論を爲し新太
郎が手を以て頭部を毆打したるを憤り其場に於て
自ら使用せる竹割刀を揮て新太郎の頭部に斬付け
直に工場詰看守の爲め取押へられたり新太郎の負
傷は頭部顔面七ヶ所にあり一時出血夥しかりしも
創傷淺く大凡一週間を経過せば治癒すへしと云ふ

●邪推を起して同囚二名を斬る

福岡縣遠賀郡蘆屋町大字蘆屋千九百廿九番地懲役
七年因大竹藤右衛門明治十九年二月生は豫て同じ
受刑者福岡縣遠賀郡水巻村懲役二年因大野大助同
縣筑紫郡堅粕村大字馬出松野傳七等が己れを排斥
し居るものと邪推し去八月七日午後一時三十分頃
機織工場内便所にて大助に出會ひたるを機會を得
たりと作業用の小刀を以て同人に斬付け胸部及腹
部に數ヶ所の重傷を負はせ便所より飛び出て又も
當時餘念なく機織に従事せる傳七にも斬付け左肩

脚關節外二ヶ所に負傷せしめ工場詰看守の爲め其
場に於て取押へらる被害者傳七は豫後は佳良なる
見込なれども大助は右上膊部創傷の爲め大動脈を
切斷せるより出血夥しく危篤に類しつゝありと

●小刀を以て監獄醫に抵抗す

沖繩縣島尻郡南風原村字與那嶺二百五十番地竊盜
詐欺傷害罪懲役十年五犯新垣善孝は目下沖繩監獄
に於て刑執行中なるか去七月廿九日午前十時三十
分頃第三工場に於て鉢嶺監獄醫の診斷を受くるに
當り診察上のことに就き不平を唱へ憤怒の餘作業
用の小刀を以て突然鉢嶺監獄醫に抵抗し其場に於
て戒護看守の爲め取押へられたれども鉢嶺氏は爲
に左手に二三ヶ所の淺傷を受けたり善孝は性質粗
放にして傲慢平素行狀不良なるものにして本年一
月長崎監獄より移監せられたるもの、由

●機臺腰板を以て同囚を毆打す

鹿兒島縣揖宿郡揖宿村東方百四十番地横領二犯懲
役二年因橋口慶邦明治二十四年三月生は目下福岡

監獄久留米分監に於て行刑中の處去八月六日午後
零時十分頃第四工場に於て同工場就業者恐喝取財
懲役七年囚不破一吉を機臺腰掛板を以て毆打し頭
部其他に二ヶ所の創傷を爲さしめたり事の起りは
當時工場看守の取締に嚴重を加へたるは一吉が自
己を讒訴したるに原因するものと邪推し前夜監房
にて兩人の間に多少口論を爲したれども看守の巡
警に妨げられ其儘寢に就きたるが慶邦は激情抑へ
得ず遂に前記の始末に至りたるものなりと

●一時の憤怒より同囚を斬る

長崎監獄に於て刑執行中なる熊本縣阿蘇郡北小國
村大字北ノ里千百三番地殺人罪懲役十一年囚四犯
時松武雄明治十八年九月生は豫て些細の小競合よ
り同じ受刑者懲役三年詐欺取財六犯尾上熊作に合
む所ありしが八月二十四日第一工場に就業中午前
八時四十分頃熊作が己れに無禮の言語を吐きたり
とて憤念一時に激發し突然作業器具修繕用なる小
刀を以て熊作に斬り付け頭部顔面等に數ヶ所の創

傷を負はせ直ちに其場に於て看守の取押ふる所と
なつたり

●是も同様の同囚斬

目下巢鴨監獄にて刑執行中なる懲役四年竊盜初犯
關口源吾明治十五年生は第五工場竹細工に就業せ
るものなるか同日午前九時頃同じ工場に出役中な
る懲役四年六月囚詐欺横領竊盜四犯松本福三明治
八年生か就業し居る處へ無斷にて至り素品を渡
せと迫りたる所福三が今直ちに渡すことは出来ぬ
後に爲すへしと答へたるに引懸り二言三言争ひた
る末福三が使用しつゝある小刀を奪取り飛付きて
福三の胸腹部を刺し數ヶ所の重輕傷を負はしめた
り被害者は其後の經過佳良にして生命には別條な
し又源吾は一時の憤怒に依り斯る事柄を仕出來し
たるを深く後悔し居れる由

●赤痢疑似患者の入監

廣島縣御調郡土生村平民鍛冶職上原夏次明治十九

年三月八日生は殺人未遂刑事被告人として八月十日二日廣島監獄尾道分監へ入監せしに體格強壯罹病者たる相貌を認めざるを以て一應入監の手續を了し監獄醫の健康診察を受くるに至りしに體温三十九度脈膊八十且つ下痢病狀あることを認め探便検査の結果赤痢疑似症と診斷し直ちに隔離の上治療に着手したりと

●煩悶の極遂に縊死す

茨城縣水戸市向町百十九番地平民無職河合徳之助安政二年十二月一日生は大正二年七月一日詐欺被告事件にて宇都宮監獄に入監したるものなるが去八月十三日午後七時五十五分守衛看守は各房を巡視せしに徳之助が寢臥し居らざるを訝り直ちに休憩中の看守の立會を求め開扉したるに自己の腰巻の太紐を以て喉頭軟骨部を巻き其兩端は居房約五尺の高さに設けたる書籍棚の板に結束して之に懸り兩手を少しく垂れ兩足は疊に接し兩膝關節を屈して縊首し居たり其原因は八月四日以來煩悶し居

りたれば精神に異常を來たせしに因るものならんと云ふ

●厭世して縊死す

時は八月十四日午前五時十分頃山口監獄にての出來事なり廣島縣高田郡吉田町千田正夫明治十一年八月六日生は曩に傷害致死罪にて懲役十年に處せられ同監獄にて刑の執行中のものなりしが前記日時其居房内に就て房扉の上部柱を貫きたる高さ五尺の鐵棒へ貸與の帶及蒲團の襟を取外して掛け縊死を遂けたり其原因は不明なるも長期刑に處せられるを悲觀して此處に至りたるものならんと云ふ

●衝動的に發作して縊死す

竊盜三犯懲役四年因埼玉縣秩父郡倉尾村大字日尾二千六十一番地平民勅使河原啓造明治二十五年十二月二十八日生は浦和監獄に於て刑の執行中八月二十日午後九時二十五分頃獨居房に於て自己の三尺帶を以て監房前柱格子に結び付けたる上監房備付の洗面盥を踏臺として三尺帶の一端を頸部に巻

き付けて縊死せり元來本人は平素行狀不良にして懲罰處分を受けたること屢なりしも精神的中間者にして感覺甚だ鈍く懲罰の如きは殆んど意に介せざるものゝ如し又他に何等原因と認むべきものなければ全く衝動的に發作したるものならんと云ふ

●出獄人竊に物品を差入る

八月十一日朝徳島監獄第二工場出役因服役後戒護看守某氏就役者中舉動平素に異り兎角不審と認むべきものあるに依り一層視察を嚴重になし午後に至り之を取調へたるに果せる哉就役者中に仁丹、金米糖、其他の禁制物を隠匿せしものを發見せしに依り其關係者及他工場内を特に綿密なる搜索を爲せしに金米糖、薑砂糖、氷砂糖、仁丹、鉛筆、敷島卷煙草、あやめ刻煙草、マツチ等の禁制品を發見し盡く之を引揚げたり然るに右は取調の結果曩に同監より満期釋放せし内田正吉、近藤龍太の兩名が某々等と約束し前日即ち去月十日夜外塀を踰越し構内に忍び入り工場内へ差入れたるものと

分明し而して龍太正吉の兩名は去十八日夜徳島警察署の手にて同市内秋田町遊廓に於て逮捕せられたりと

●司法省公文

司法省職壹第一〇二七號
看守長任用考試規則ニ依ル試驗ハ控訴院管内一區ト爲シ各區内監獄ノ受験者ヲ一定ノ場合ニ集メ毎年一回之ヲ舉行スル趣旨ニ有之候ニ付同一控訴院管内ニアル監獄ハ豫メ申合ノ上試驗舉行ノ場所ヲ協定シ其地監獄典獄ヨリ其旨申上可相成此段及通牒候也
大正二年八月十一日
司法次官法學博士 小山 溫

典 獄 宛
司法省會甲第四二三號
歳入歳出外現金出納計算書ノ金額ハ之ヲ各種目ニ區分セシ單ニ歳入歳出外現金ナル名稱ノ下ニ合計高ヲ記載相成差支無之候條依命此段及通牒候也
大正二年八月十二日
司法大臣官房會計課長 平野 亮 平

監 獄 所

御 中

道管内各監へハ費廳ヨリ御通知相成度此段申添候也
 司法省監獄第八〇九號
 假出獄又ハ假出場上申書及其執行報告書ノ發送方區々ニ百リ處理上不便不致候間爾今封筒宛名ノ記載ハ左ノ記通リ御取扱相成度此段及通牒候也
 大正二年八月十五日
 司法省監獄局長 谷田三郎

監獄

典獄

御中

一 假出獄、假出場上申書ハ監獄局長宛親展
 一 同上執行報告書ハ監獄事務官宛
 監甲發第一二二九號

典獄會同ノ際名古屋控訴院管內監獄在監人食料米麥代用品ノ種類及歩合ノ件御諮詢相成度ニ付協定ノ上答申致置候處右ハ豫算御配賦ヲ待テ實施致候テ穩當ト思料致未着手ノ處今回御配賦ノ豫算ニテハ擬ニ協定致候通リ實行困難ニ付別紙ノ通リ協定變更致候ニ付此段及報告候也
 大正二年八月十八日
 金澤監獄
 典獄 大野四郎五郎

金澤監獄

典獄 大野四郎五郎

大正二年八月廿二日

監獄

典獄

御中

司法省會甲第五二〇號
 分監長ノ外判任以上ノ官吏ナキ監獄分監ニ於テ分監長更替ノ際後任者未着任等ノ爲メ出納官吏ノ代理官ヲ要スル場合ニ於テハ該分監ノ上席看守ニ代理官ヲ命スルモ差支無之此段依命及通牒候也
 大正二年八月二十五日
 司法次官法學博士 小山 溫

監獄

典獄

御中

司法省會甲第八二五號
 監獄局
 明治四十四年十一月監甲第九三號通牒假出獄執行報告書様式中許可書日附ノ前ニ許可書ノ日記番號ノ一項ヲ追加致候間將來右ニ依リ報告相成度此段及通牒候也
 大正二年八月二十六日
 司法省監獄局長 谷田三郎

監獄

典獄

御中

司法省監獄局長 谷田三郎

監獄

典獄御中

司法省監獄局長 谷田三郎

安濃津監獄
 典獄 鈴木信彌
 名古屋監獄
 典獄 莊田經毅
 岐阜監獄
 典獄 松山爲治
 司法省監獄局長谷田三郎殿
 名古屋控訴院管内各監獄食料米麥代用品ノ種類及其歩合テ左ノ通變更ス

米
 十分ノ二
 十分ノ六
 三食トモ
 十分ノ二
 代用品ノ種類左ノ如シ

一 麥
 二 代用品ノ種類左ノ如シ

豌豆、蠶豆、馬鈴薯、玉蜀黍、薩摩薯
 但豌豆ハ一石二斗、蠶豆ハ一石一斗、馬鈴薯、薩摩薯ハ各百二十貫ヲ以テ米麥一石ニ換算ス

三 代用品ノ價格麥ノ價格ト同一若クハ其以上ナルトキハ米十分ノ二 麥十分ノ八ノ割合ヲ以テ給與スルモノトス但三食トモ
 司法省監獄第八一五號

作業品整理ノ爲メ特ニ物品會計官吏ノ必要ヲ認ムルニ於テハ作業主任ニ作業品ニ關スル分任物品會計官吏ヲ命シ審理セシメラレ差支無之候依命此段及通牒候也

道テ假出場執行報告モ本文ニ準據相成度申添候也

司法省監獄第八三〇號

分監ニ於ケル事務ノ分掌上適宜ノ名稱ノ下ニ當該責任者ヲ設置セラル、ハ規定上別段差支無之候ハ共往々何々主任ヲ命スト主任名義ヲ使用セラル、向アリ右ハ本年五月司法省訓令監獄甲第四〇號監獄ノ事務分掌及監獄官會議ニ關スル規程第一條ノ主任ト混同スル虞有之候ニ付分監ニ於テハ何々擔當又ハ何掛ヲ命スト主任名義ハ御改メ相成候様致度爲念此段及通牒候也
 大正二年八月二十七日
 司法省監獄局長 谷田三郎

監獄

典獄

御中

司法省監獄甲第八三八號
 監獄局
 本年五月司法省監獄甲第四〇號訓令ニ依リ監獄分課及處務規程廢止相成候ニ付警察署留置場ハ巡視スルニ及ハサルコト相成從テ之ニ要スル旅費モ配賦相成ラサリシ次第ニ候處往々疑義ヲ懷カルル向モ有之右ハ特ニ必要アル場合ハ格別ニ候ハ共從前ノ如キ普通ノ巡視ハ御見合セ相成長爲念此段及通牒候也
 大正二年九月四日
 司法省監獄局長 谷田三郎

監獄

典獄御中

司法省監獄局長 谷田三郎

片山醫科大學教授在職二十五年 記念祝賀會寄贈金ノ切延期廣告

本年十一月東京に於て舉行致すべき
東京帝國大學醫科大學教授醫學博士片
山國嘉君在職二十五年記念祝賀會の寄
贈金は諸準備の都合上成るべく六月末
日迄の御送金を希望致置候處其後御間
合せ相成り候向も段々有之候間委員會
に於て協議の上本年九月末日迄取扱ひ
候事に變更致候間此段謹告候也
大正二年八月日

東京醫科大學法醫學教室内
片山教授
在職廿五年記念祝賀會事務所

振替口座東京貳參七〇七番
電話 下谷四四參番

會費拂込注意

- 一 會費を振替貯金へ拂込まるる向きにして拂込
まるるときは必ず通知書の裏面通信文欄内へ年
月人員壹人當りを記せられたし
- 二 金額五圓未満の會費を銀行に拂込るゝよりも
振替貯金へ拂込るゝ方便なり振替貯金の口座
番號は本誌表紙の裏面にあり就て看られたし

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口坐
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

監獄協會雜誌廣告料(毎月十日毎切)

壹頁半頁

拾五圓八圓

但每號掲載スル特約者ニハ特別割引ヲ爲ス

大正二年九月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京府豐多摩郡大久保町大字
編輯人 伊藤 俊光
印刷人 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 磯村 政富
東京市麴町區下六番町十七番地
同 勞 舍
發行所 東京市麴町區西日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
東京書院